第 2 部 環境の保全及び創造に 関する施策・取組

第1章 自然と共生する「暮らし」や「生業」を育む環境づくり

第1節 健全な水循環の確保・水環境の保全

1 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び 創造に関する条例

本県では、地域に根ざした生活と文化の源である森と川と海の密接なつながりを踏まえ、これを一体のものとして保全し、創造するため、平成13年12月に「ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定しました。

この条例は、森林、河川及び海岸を農林水産業の生産活動や人の生活と結び付いて地域文化を形成する基盤として位置付け、これを「ふるさとの森と川と海」として一体的に保全、創造しようとするものです。

このため、ふるさとの森と川と海がすべての人の参加の下にできる限り自然の状態で維持されることを基本とし、総合的に施策を推進します(2-1-1)。

図2-1-1 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例の体系

基本思想

ふるさとの森と川と海が、農林水産業の生産活動及び人の生活と結び付いて地域文化を形成していることにかんがみ、これを一体的に保全し、及び創造すること。

前文

第1章 総則

目的(第1条)

本県の森林、河川及び海岸(以下「ふるさとの森と川と海」という。)が、農林水産業の生産活動及び人の生活と結び付いて地域文化を形成していることにかんがみ、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する県、県民及び事業者の責務を明らかにし、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する措置について必要な事項を定めることにより、ふるさとの森と川と海の保全及び創造を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

県の責務(第2条)

総合的かつ広域的な施 策の策定及び実施

県民及び事業者の責務(第3条・第4条)

ふるさとの森と川と海の保全及び創造への取組の努力、 県が実施する施策への協力の努力

第2章 ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する基本方針(第5条)

すべての者の参加の下にふるさとの森と川と海ができる限り自然の状態で維持されることを基本として、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 基本構想
- ② 保全地域に関する基本的な事項
- ③ その他重要事項

第3章 ふるさとの森と川と海保全地域

保全地域の指定(第6条) 保全計画(第7条) 特定行為の届出(第8条) 特定行為に係る指導等(第9条) 無届特定行為者に係る措置(第10条)

第4章 ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策

ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資する施策 (第11条) 啓発 (第12条) ふるさと環境守人 (第13条) 民間団体等の自発的な活動の促進 (第14条)

市町村への支援(第15条) 財政上の措置(第16条)

第5章 雑則

国への要請等(第17条) 施行事項(第18条)

資料:県河川砂防課

条例では「保全」と「創造」を次のように位置付けています。

「保全」: 現存するふるさとの森と川と海の自然を適正に 維持することです。

> また、適切に手を加えることによって自然の 状態が維持されることもあるため、人為的に破 壊され、又は自然災害により損傷を受けたふる さとの森と川と海の修復等の維持管理行為を含 むものです。

「創造」: ふるさとの森と川と海をより豊かにし、より豊かに感じられるように積極的に整備することです。ただし、元々そこにない状態を創り出すことではなく、過去を考察しながら本来あるべき姿に再生するなど現在のふるさとの森と川と海をより良い新たな状態にすることです。

条例に係る主な施策は次のとおりです。

◆保全地域の指定及び保全計画の策定

自然環境がすぐれた状態を維持している森林、河川 及び海岸の区域のうち、特に重要な区域を保全地域と して指定します。

当該区域では、特定行為を届出してもらい、指導等 により保全上適切な方向への指導を図ります。

また、保全地域の保全を一層促進するために保全計画を策定します。

- ◆森と川と海の一体的な保全・創造施策の推進
 - ◇森林の適正な維持・管理を推進します。
 - ・ブナ、ヒバ等の郷土樹種の植栽
 - ・森林の適正な間伐や保育の推進
 - ・保安林の指定の推進
 - ◇自然豊かな川づくりや海岸づくりを推進します。
 - ・地域の環境特性に配慮した多自然川づくりや海岸 づくりを実施
 - 自然再生事業への取組
 - ◇人と自然との豊かなふれあいの確保を図ります。
 - ・特に次世代を担う子どもたちが自然とふれあい、 遊び、体験ができる場の創出

◆啓発

森と川と海のつながりや人の生活との関わり等への 関心と理解を深めるため、学習の機会の提供、教育用 の資料の提供などを行います。

◆ふるさと環境守人の委嘱

ふるさと環境守人による巡視・啓発活動を実施します。

◆民間団体等の活動を促進

県民、NPO法人その他の民間団体等の活動が促進

されるような措置を講じます。

県として上記施策を推進するとともに、次のとおり森・川・海に関わる国の関係機関等とも連携して施策に取り組むことにより、彩りある美しく安全な県土の実現を目指しています。

- ◇林野庁東北森林管理局青森分局、国土交通省東北地 方整備局及び水産庁増殖水産部と県の4者で「青森 県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する覚 書」を締結(平成14年9月)
- ◇北海道・北東北知事サミットで北東北3県が「ふる さとの森と川と海」を守るという共通理念に立って 連携して取り組むことで合意(平成14年8月)3県 が森や川、海などにかかわる環境保全に関する条例 を整備し、取組を行っています。
- ◆ふるさとの森と川と海保全地域の指定及び保全に関する計画の公表
- ・大畑川流域(平成16年11月29日)
- ・五戸川流域(平成18年3月1日)
- ・奥入瀬川流域(平成18年8月23日)
- ・追良瀬川流域(平成18年10月25日)
- ・赤石川流域(平成19年1月26日)
- ・川内川流域(平成19年3月16日)
- ・高瀬川流域(平成19年10月26日)
- ・馬淵川流域(平成20年3月31日)
- ・新井田川流域(平成20年3月31日)
- ・岩木川流域(平成21年3月13日)

2 山・川・海をつなぐ「水循環システム」 の再生・保全

安全・安心で品質のよい農林水産物を将来にわたって 生産していくためには、健全な水資源の確保が不可欠で す。自然環境に恵まれた豊かな「水資源」を有している ことは、本県にとって大きな強みとなっていますが、水資 源は、山・川・海を循環することから、この水の流れを一 体的な水循環システムとして捉え、流域ごとに環境を保 全する仕組みづくりに取り組んでいく必要があります。

このため、県では、「攻めの農林水産業」推進基本方針において、「山・川・海をつなぐ「水循環システム」の再生・保全」を施策の柱の一つとして据え、県、市町村、農林水産関係団体等で構成する「水循環・環境公共推進委員会」を設置し、水資源をめぐる現状・課題を共有するとともに、必要な方策等について検討し、総合的・計画的に推進しています。(図2-1-2、図2-1-3) 「資料:図2-1-2~図2-1-3県農林水産政策課]

図2-1-2 水循環・環境公共推進委員会の推進体制

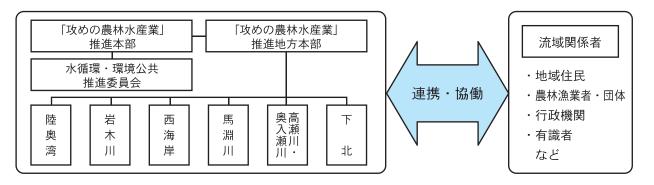


図2-1-3 「山・川・海をつなぐ「水循環システム」の再生・保全」施策体系

(1) 農林水産業の基礎となる「安全・安心な水資源」の確保

①きれいな水を育む緑豊かな森づくりの推進

<取組概要>

- ・適地適木の森づくりの推進や森林整備のコスト低減につながる技術の普及・定着を図る。
- ・松くい虫被害やナラ枯れ被害の拡大防止を図る。
- ・県民環境林(分収林)について適切な管理・経営を行う。
- ・企業の森づくり活動により、森林整備の重要性に対する県民意識の醸成を図る。

②安全・安心な恵みの里づくりの推進

<取組概要>

- ・環境負荷の少ない「環境にやさしい農業」やGAPの取組を推進する。
- ・地域自らが行う農業水利施設の維持管理や農村環境の保全を推進する。
- 農業水利施設の長寿命化対策を推進する。

③豊かな水産資源を育む豊饒の海づくりの推進

<取組概要>

- ・海浜などの清掃活動の推進により、水資源の重要性に対する県民意識の醸成を図る。
- ・藻場、魚礁漁場などを、沿岸から沖合まで一体的に整備する。
- ・磯焼けした藻場の回復などの取組を普及・指導する。
- ・沿岸地域や湖沼の水質などの定点調査を実施する。

④健全な「水循環システム」 の次世代への継承

〈取組概要〉

・子どもたちを対象に、研修会などを通じて、農林水産業における水の大切さなどについて理解の促進を図る。

(2) 豊かな地域資源を未来に引き継ぐ環境公共の推進

①生産基盤の整備などを通じた環境公共の推進

<取組概要>

- ・農業用水の確保等に貢献する森林整備・治山事業を推進する。
- ・施業地の集約化、高性能林業機械の導入などにより、森林整備を推進する。
- ・食料生産の基礎となる農地・水路・農道等の生産基盤を計画的に整備する。
- ・農業水利施設などの長寿命化や防災・減災対策を推進する。
- ・農業・漁業集落での生活環境の改善に向けた集落排水施設の適時更新や集約・再編を促進する。
- ・水循環システムの再生・保全等につながるモデル地区を育成する。
- ・自給飼料の増産と飼料自給率の向上のため、飼料生産基盤整備を推進する。
- ・安全で効率的な漁業活動のための漁港整備や水産資源の増大に向けた漁場整備を推進する。

②地域住民、NPO、企業などの参加による地域力の再生

<取組概要>

- ・公共事業のプロセスに、地域の多様な人々が、地域の将来像を考え実行していく協働を促進する。
- ・地域の多様な人々が参加する体制を構築し、環境公共の実施を通じ地域力の再生を促進する。
- ・多様な活動主体による協働を促進し、持続可能な「水循環システム」を支える仕組みづくりを推進する。

③地域の資源、技術、人財の活用などによる、農業・林業・水産業分野の連携強化

<取組概要>

- ・農業・林業・水産業の各分野における情報を共有化する。
- ・間伐材の活用など、地域の資源、技術、人財を積極的に活用する。
- ・家畜排せつ物を適切に処理し、良質な堆肥生産と、耕種農家のニーズに対応した堆肥の供給を促進する。

④生物多様性に配慮した環境の保全・再生に向けた取組の強化

<取組概要>

・生態系ネットワークの構築や農山漁村の持つ多面的機能を保全・再生する整備を実施する。

なお、令和3年度の主な取組は次のとおりです。

(1) 農林水産業の基礎となる「安全・安心な水資源」の 確保

< 水循環システムの再生・保全のための自主的活動の促進>

将来の水資源保全活動を担う児童らが地元の農業水利施設などを見学しながら水循環システムを学ぶ校外学習会を開催したほか、大学生を対象として環境保全型農業に理解を深めるバスツアーの実施や、一般県民向けの啓発パンフレットの配布など、幅広い世代の県民に対する普及啓発活動を実施しました。

<きれいな水を育む緑豊かな森づくり>

森林の持つ、水資源のかん養や水質の浄化、山崩れの防止、二酸化炭素の吸収などの公益的機能は、私たち県民の生活や安全・安心な農林水産物の生産を支えています。一方で、林業採算性が低位で推移していることや担い手の不足などにより、森林の適切な整備が遅れており、このまま推移すれば公益的機能が低下するおそれがあることから、

- ① 社会全体で森づくりを支える仕組みとして、J-クレジット制度の活用を推進
- ② 企業等による社会貢献活動としての森林整備を推 進するため、本県の森林に関心を持ち、安心して森 づくりに参加できる環境を整備
- ③ 効率的で低コストな森林整備を推進するため、森 林所有者等による間伐や再造林の取組を支援
- ④ 森林の持つ防災機能を保全するため、複層林の誘導や、簡易な治山施設等において県産木材を活用
- ⑤ 松くい虫被害及びナラ枯れ被害の拡大を防止する ため、空中写真等による調査や繁殖・感染源となる 被害木等の伐倒くん蒸処理等、県ホームページやラ ジオによる情報提供

などにより、健全で緑豊かな森づくりを進めています。

<環境と調和のとれた安全・安心な恵みの里づくり>

化学合成農薬・化学肥料の使用を抑えた農産物の生産 拡大による環境への負荷軽減、地球温暖化防止や生物多 様性の保全を図るため、

- ① 県内すべての農業者が「健康な土づくり」に取り組むことを目指す「日本一健康な土づくり運動」を展開し、環境への負荷を低減する栽培技術を普及拡大
- ② 環境に配慮した農産物の販路拡大を支援する「あ おもりエコ農産物販売協力店」の設置などを通じて 消費者、流通業者の理解促進を図る取組
- ③ 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する 法律」に基づく環境保全型農業直接支払制度の活用

などにより、環境と調和のとれた安全・安心な恵み の里づくりを進めています。

<豊かな水産資源を育む豊饒の海づくり>

本県は、三方を海に囲まれ、中央に陸奥湾を抱え、寒流と暖流が行き交う好漁場を有しています。しかし、海洋環境の変化などから漁獲量が安定しない傾向にあり、一部では河川への生活排水の流入による漁場環境の悪化が懸念されています。

このことから、貴重な財産である豊かな海を守るため

- ① 魚類の産卵や稚魚の育成の場となる藻場を始め、 幼魚の育成場、成魚が生息する魚礁漁場などを、沿 岸から沖合まで一体的に整備
- ② 漁港を活用したナマコ種苗生産や、磯焼けした藻 場の回復などの取組を普及・指導
- ③ 陸奥湾におけるホタテガイ貝殻を活用した漁場づくりや、維持管理手法を普及・指導

するなど、藻場の再生や漁場環境の保全を通じて、豊かな水産資源を育む豊饒の海づくりを進めています。

(2) 豊かな地域資源を未来に引き継ぐ「環境公共」の推進

農山漁村では、自立した農林水産業が営まれ、地域コミュニティが存続することによって、豊かな自然や美しい景観、伝統的な風習や文化など、かけがえのない地域資源を将来に引き継いでいくことができます。そこで本県では、「農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる」との基本的な考えに基づき、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付け、農林漁業者のみならず、地域住民やNPOなどの多様な主体による協働を促進しながら、地場の資源・技術・人財を最大限に活用し、環境の保全・再生に取り組んでいます。

なお、具体的な取組は57ページに記載しています。

3 地域用水環境整備

農村地域では、豊かな水と緑に恵まれ、うるおいとやすらぎに満ちた空間を形成してきましたが、その中で、 農業用水は農業生産以外に、生活用水、防火用水、消流 雪用水、水質浄化用水、景観・生態系の保全、親水など地域用水として多面的な機能を有しています。

一方、近年の農業構造の変化や農村の混住化の進展等は、集落による施設管理機能の低下や水質の悪化等を招いていることから、地域住民や都市住民のニーズ等に即して地域用水としての多面的な機能を適切に発揮させていくことが求められています。

このため、農業水利施設の保全管理又は整備と一体的

に、地域用水の有する多面的な機能の維持増進に資する 施設の整備を行い、農村地域における生活空間の質的向 上を図るとともに、地域一体となった農業水利施設の維 持・保全体制の構築に資することを目的として、生態系 を保全するための施設である魚道整備を実施していま す。

4 生態系に配慮した農業農村整備

水田は、メダカなどの淡水魚の産卵場所として適切な流速、水深、水温を有しています。同時にプランクトンの発生により稚魚の餌場としての役割を果たし、両生類や水棲昆虫など多くの生物が、水路のネットワークや水田農業特有の営みを活用して生息しています。また、ため池や農道周辺では希少な動物や植物の生息が確認されています。農業農村整備事業は、このように多様な生物が生息する水路やため池、農道など農業用施設の整備を行う事業です。事業を実施する際には、農家を含む地域住民との合意形成を図りながら、環境との調和に配慮し、地域の動植物の生態を踏まえた事業計画を策定することとしており、生態系に配慮した水路などの整備が進められています。

具体的な環境配慮の取組事例としては、次のようなも のがあります。

(1) 水路

- ・魚道などの設置によって本線水路と支線水路との 段差を解消し、魚類の自由な移動経路を確保す る。
- ・水路内に流れの緩やかな所をつくり、魚類の生息環境を確保する。
- ・護岸に魚巣ブロック、植生ブロック等を用い、魚 類、植物の生息環境を確保する。

(2) ため池

・ため池の貯水池内の工事の際、生息している希少 な動植物を一時的に別な場所に移し、工事完了後 に戻すなどの配慮を行う。

(3) 農道

・在来種による法面(道路脇の傾斜面)の緑化を行い、地域本来の植生の回復を図る。

5 水生生物による水質調査

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、中止となりました。

6 赤石川等の河川環境の保全

赤石川(鰺ヶ沢町)、追良瀬川、笹内川、小峰沢川 (深浦町)の各河川から取水し発電を行っている大池系 発電所の流水は、各河川に戻ることなく直接日本海へ放 流されています。このため、県では平成13年度に、学識 経験者や地元住民などから構成される「大池系発電所の 水利使用に係る協議会」を開催し、夏場の4ヶ月間は各 河川の取水地点から下流河川への放流量を約3倍に増量 することなどを決定し、河川環境の改善に取り組んでき ました。

平成24年度の協議会では、平成15年度から実施している増放流が、河川環境の改善に効果があったことから、 今後も増放流を継続することなどを決定しました。

また、この協議会での付帯事項を基に、平成29年度に 「西津軽の河川環境について話し合う場」を開催し、頂 いた多くの意見を参考にしながら、今後も現状の取組を 継続することになりました。

7 十和田湖・奥入瀬川の河川環境の保全

十和田湖・奥入瀬川の水は、昭和12年に策定された「奥入瀬川河水統制計画」に基づき、かんがい・発電のために利用されており、地域の発展に大きな役割を果たしてきました。

しかし、十和田湖の水をかんがい・発電に利用するために、奥入瀬渓流への放流が限定されていたことなどから、地元からは奥入瀬渓流への放流の見直しについて強い要望がありました。また、奥入瀬渓流の下流では、発電のための取水により10km以上の区間で水が少ない状態となっており、河川が本来持っている豊かな自然環境が失われていました。

県では、このような状況を改善するために、平成18年度から学識経験者や地域住民などから構成される「十和田湖・奥入瀬川の水環境・水利用検討委員会」を開催し検討を続けた結果、平成20年度の第7回検討委員会において、新たな水利用方法(奥入瀬渓流への放流量の見直し、減水区間への放流)が決定され、平成20年8月から運用が開始されています。

平成25年度には、新たな水利用の取組を検証・評価 し、今後の継続的な水利用のあり方を検討するため再度 検討委員会を開催したところ、今後も現状の取組を継続 するとともに、河川環境調査の一部を継続することにな りました。

8 十和田湖水質保全対策

十和田湖の水質については、昭和46年に湖沼で最も厳し い環境基準類型「AA」に指定し、常時監視を実施して きました。しかし、その水質は、昭和61年度以降環境基 準を達成できない状態が続いています。平成16年度には CODが1.9mg/Lと悪化し、その後は回復しましたが、 令和3年度にはCODが1.8mg/Lとなりました。近年は 横ばい傾向にあります。透明度についても、昭和61年度 以降12mを下回る状態が続いており、平成16年度には7.5 mと悪化しましたが、その後は回復し、平成27年度に昭 和61年度以降初めて12mを上回り、平成28年度には12.8m となりましたが、平成29年度以降は12mを下回っていまし たが、令和3年度は12mを上回り、12.1mでした(図2-1-4)。また、ヒメマス漁獲量は昭和60年代に急激に 落ち込み、その後一時的に回復した年もありましたが、 平成4年度から平成8年度及び平成12年度から平成14年度 にかけ再び落ち込むなど不安定な状態が続いています。

このため、県では、平成7年度から平成9年度にかけて環境庁(当時)と共同で水質の汚濁原因解明調査を実施し、さらには、平成10年度及び平成11年度に環境庁(当時)、水産庁及び秋田県と共同で水質改善及びヒメマス資源回復を目的とした調査を実施しました。

これらの調査結果により、ワカサギとヒメマスが、餌である大型動物プラクントンをめぐって強い競争関係を引き起こし、湖内の生態系が変化したことが水質の汚濁及びヒメマス不漁の要因の一つであると考えられました。

また、湖への流入汚濁負荷に関する県の取りまとめ (平成23年度)では、降雨時の流入河川からの汚濁負荷 等自然的要因がほとんどを占め、人為的要因は極めて小 さいと考えられました。

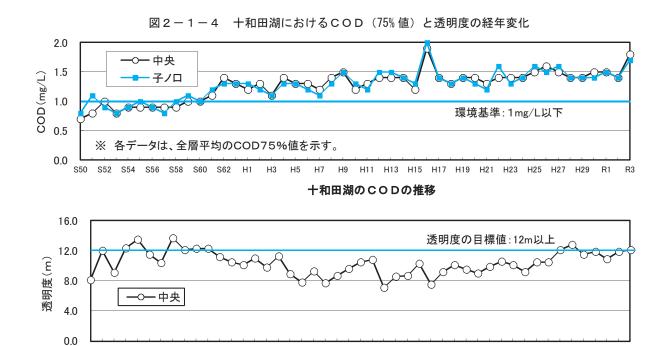
県は、十和田湖の水質改善等に向けた取組を推進するため、平成13年8月に秋田県と共同で、行政、関係機関、事業者及び住民が実践すべき取組について「十和田湖水質・生態系改善行動指針」として取りまとめました。

平成27年3月には、これまでの調査・研究結果及び取組状況を踏まえて本指針を改定し、秋田県及び関係機関等と連携して、本指針に掲げる水質・生態系改善のための各種取組をより一層推進し、水質の改善に努めていくこととしています。

さらに、青森・秋田両県では、十和田湖の水質及びその周辺地域における環境を適正に保全することを目的として、両県の事業者及び住民等が参加する「十和田湖環境保全会議」を開催(令和3年度は1月に書面開催)し、環境保全に係る意識啓発に努めています。

H11 H13 H15 H17 H19 H21 H23 H25 H27 H29 R1

1 R3 (年度)



資料:県環境保全課

十和田湖の透明度の推移

小川原湖水質保全対策

小川原湖の水質は、平成18年度以降環境基準を達成で きない状況が続いており、近年は急速に水質悪化が進行 する傾向を示しています(図2-1-5)。

このため、小川原湖を管理している国土交通省は、水 質悪化の原因について検討するとともに、平成24年3月 に行政の関係機関(国土交通省、県及び流域市町村)で 構成する「小川原湖水環境対策協議会」を設置し、平成 25年2月には水質改善に係る施策などを取りまとめた 「小川原湖水環境改善計画」を策定しました。

同計画に基づき、国土交通省は塩水遡上抑制に係る実 証試験や覆砂などの湖内対策に、県及び市町村は生活排 水対策などの流域対策に取り組んでいます。

また、県は、流域対策をさらに促進することを目的と

して、平成27年10月に小川原湖流域の行政(県及び流域 市町村)、関係団体及び有識者などで構成する「小川原 湖流域水環境対策協議会」を設置し、平成29年1月に は、流域の行政、事業者、住民等の各主体が実施してい くべき取組の具体的な方向性を「小川原湖水環境改善行 動指針」として取りまとめました。

令和元年度から2か年で実施した「小川原湖水質改善 緊急対策事業」では、小川原湖に接続する姉沼、内沼の 水質等に係る詳細な調査を行うとともに、小川原湖流域 における事業者及び住民等に対して水質保全に係る意識 啓発等を行いました。

今後も同行動指針を広く周知し、水質改善に向けた各 主体の具体的な取組の促進を図っていくとともに、姉 沼、内沼の水質調査や生活排水対策に係る普及啓発等を 行うこととしています。



図2-1-5 小川原湖におけるCOD(75%値)の経年変化

資料: 県環境保全課

10 陸奥湾水質保全対策

陸奥湾は、比較的清澄な状態にありますが、閉鎖性の 強い水域であるため、いったん汚濁が顕在化するとその 回復に多大な経費、時間を要し、また、完全な回復も難 しくなります (図2-1-6)。

このため、県では、陸奥湾の良好な水質環境を将来に わたって維持していくために、平成8年度から「むつ湾 アクアフレッシュ事業」を実施し、平成9年5月には、 総合的かつ長期的な展望に立った陸奥湾の環境保全の基 本指針となる「むつ湾アクアフレッシュ計画」を策定し ました。

また、「むつ湾アクアフレッシュ協議会」(県、関係 市町村及び関係団体等で構成)を設立し、生活排水対策 として下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の設 置の推進、海岸防災林の造成、漁民の森づくり活動推進 事業及びエコ・クッキング発表会等の水質保全活動を実 施してきました。

なお、同計画は平成17年度で終了し、陸奥湾の水質保 全施策については、平成18年度からは青森県環境計画な どにより実施しています。

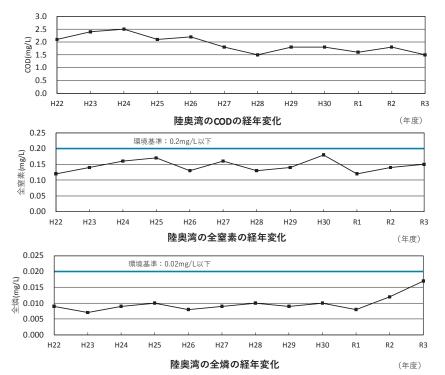


図2-1-6 陸奥湾におけるCOD、全窒素及び全燐の経年変化

資料: 県環境保全課

11 工業用水道保全対策

県では、青森県八戸工業用水道 (八戸市) を昭和41年 6月から運営をしています。

青森県八戸工業用水道で供給している水は、じん芥、 土砂を除去した原水であり、水質については各事業所で 使用目的に応じ浄化処理を行い使用しています。

除去した土砂は、土砂処理池で天日乾燥の上、土砂分析(有害物質含有量試験及び溶出試験)を行い、安全性を確認の上、再利用に努めています。

なお、県営工業用水道給水状況は、表 2-1-1 のとおりです。

表 2 - 1 - 1 県営工業用水道給水状況

(令和4年3月31日現在)

名称	給水地域	給水能力 (㎡/日)	給水事業者数	令和3年度給水実績 (㎡/日)
青森県八戸工業用水道	八戸臨海工業地帯	350,000	10	302, 810

資料: 県整備企画課

12 農業用水保全対策

農村地域では、農業用水路が生活雑排水の受け入れ先となっていることから、水質汚濁解消と生活環境の向上を図るため、汚水処理施設の整備が必要とされています。

都市地域に比較して人口密度が低く、経済コスト的に 都市型の下水道事業による整備が困難な農村地域を対象 に、集落の形態に適した小規模集合処理方式の汚水処理 システムである、農業集落排水事業を進めています。

13 漁場保全対策

本県の日本海・津軽海峡・太平洋ではいか釣り、定置などの漁業が、陸奥湾ではホタテガイ養殖業が営まれており、海面漁業・養殖業の生産量は全国第6位、小川原湖、十三湖等ではシジミ、ワカサギ、シラウオ等を対象とした漁業が営まれており、内水面漁業・養殖業の生産量も全国第5位となっています(農林水産省「令和元年漁業・養殖業生産統計」)。このように全国有数の水産物主要産地である本県の海面・内水面漁場の環境保全を図るため、県では昭和48年から「漁業公害調査指導事業」を実施しており、各漁業協同組合の協力を得ながら漁場被害発生時における緊急処置体制を整備しています。

また、「漁場環境監視調査事業」では、ホタテガイ養殖漁場としての陸奥湾の持続的な環境保全のための調査を行っています。

14 水質汚濁の現況

本県では、県、青森市、八戸市、国土交通省が、主要公共用水域において水質汚濁の状況を継続的に監視しています。

令和2年度の水質調査の結果については、公共用水域の水質は総合的に見て概ね良好な状況にあります。その要因は主に、工場・事業場排水の規制及び処理施設の整備、下水道の普及等によるものですが、一部の中小都市河川や湖沼及び閉鎖性海域では水質の改善の停滞が見られます。これは、生活排水が未処理のまま公共用水域に放流されることなどが主な原因と考えられます。

生活排水対策としては、下水道の整備を更に促進する ほか、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の設置 等の各種生活排水処理施設の整備を進めることとしてい ますが、下水道の整備には長い年月と莫大な費用を要す るため、住民の水質保全意識の一層の高揚を図ることを 目的として、家庭でできる生活排水対策に関する講習会 の開催等、各種普及啓発事業を実施しています。今後と も、行政と住民が一体となって取り組むことが必要です。

水質汚濁防止法では、特に生活排水対策の実施を 推進することが必要な水域を生活排水対策重点地域 に指定して計画的な対策の推進を図ることとされてお り、県は平成5年12月に新井田川河口水域に係る地域 (八戸市)を、平成9年1月に古間木川流域(三沢市) をそれぞれ生活排水対策重点地域に指定しました。

工場・事業場からの排水については、水質汚濁防止法 等による排水規制の強化及び立入検査による指導等によ り水質が改善されてきています。

また、地下水は身近にある貴重な水資源として広く利用されていますが、有機塩素化合物や硝酸性窒素による 汚染が全国的に問題となっており、県でもその状況の把握に努めています。

15 公共用水域の水質等の現況

(1) 環境基準の達成状況等

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準は、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められており、水質保全対策を推進する上での目標となっています。

「人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)」では、カドミウム、全シアン等有害物質について環境基準が定められており、平成5年3月の改正でトリクロロエチレン等15物質が追加されたほか、鉛、砒素について、より厳しい基準値への見直しや有機燐の項目の削除が行われ、また、平成11年2月の改正では、ふっ素、ほう素並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の3項目、平成21年11月の改正では、1,4-ジオキサンが追加され、現在27項目について基準値が定められています。

さらに、人の健康の保護に関連する物質ではあるものの、公共用水域等における検出状況等から見て、現時点では直ちに健康項目とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきものとしてクロロホルム等27項目を「要監視項目」とし、うち25項目に指針値が定められています。

また、「生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)」は、河川、湖沼、海域ごとにその利用目的に応じて水域類型が定められることとなっており、県では、pH、DO、BOD(COD)等に関しては42河川(56水域)、5湖沼(5水域)、8海域(28水域)について、全窒素及び全燐に関しては1湖沼(1水域)、1海域(1水域)について、類型指定を行い、環境基準の維持・達成に努めています(資料編表10及び表11)。

国は平成15年以降、「水生生物の保全に係る環境基準」 の項目として、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS(直鎖アル キルベンゼンスルホン酸及びその塩)を順次追加してお り、県では平成27年度から順次類型指定を行っています。

このほか、水道水源水域の水質保全を図るため、平成6年5月10日に施行された「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」の中で、特定項目として位置付けられているトリハロメタン生成能を測定しています。

以上のことを踏まえて、県、青森市、八戸市、国土 交通省では、公共用水域の水質について環境基準の達成状況を継続して調査しており、令和2年度は岩木 川、新井田川、十和田湖、陸奥湾等63河川、8湖沼、 8海域の総計196地点について監視を行いました。

調査河川等数及び測定項目数は資料編表15のとおりです。

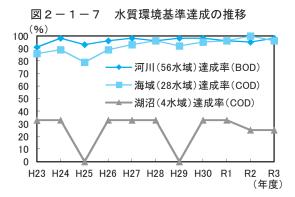
① 健康項目

カドミウム、全シアン等、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)について、46河川、6湖沼、3海域において延べ1,833項目の調査を実施しました。その結果、正津川における砒素が環境基準非達成でした。その原因として、正津川においては、砒素を含む温泉の湧出に由来する自然要因によるものであると考えられます。各項目における測定地点数は資料編表16のとおりです。

② 生活環境項目

pH、DO、BOD (COD)等、生活環境の保 全に関する環境基準(生活環境項目)について、63 河川、8湖沼、8海域において延べ8,226項目の調 査を実施しました。

その結果、有機性汚濁の代表的指標であるBOD (又はCOD)で見ると、環境基準の水域類型指定が行われている88水域のうち83水域で環境基準を達成しており、達成率は94%(河川38%、湖沼25%、海域96%)で、近年は図2-1-7のとおり推移しています。 [資料:表2-1-2~表2-1-22県環境保全課]



ア河川

県内の63河川において、pH、DO、BOD、SS、大腸菌群数等の項目について延べ4,252項目の調査を実施しました。

BODの環境基準達成状況は表2-1-2のと おりであり、類型指定している56水域のうち55水域で環境基準を達成し、達成率は98%でした。

表2-1-2 河川の環境基準達成状況 (BOD)

	河	Л	3年度	2年度		
類型	類型指定 水域数 (A)	達成 水域数 (B)	達成率 (B/A) (%)	達成率 (%)		
AA	3	3	100	67		
A	39	38	97	97		
В	13	13	100	92		
С	1	1	100	100		
合計/平均	夕 56	55	98	95		

全亜鉛、ノニルフェノール、LASの水生生物の保全に係る環境基準の達成状況は、表2-1-3のとおりであり、類型指定している41水域のうち40水域全てで環境基準を達成し、達成率は98%でした。

表2-1-3 河川の環境基準達成状況(全亜鉛、ノニ ルフェノール、LAS)

類型	河 類型指定 水域数 (A)	川 達成 水域数 (B)	3年度 達成率 (B/A) (%)	2年度 達成率 (%)	
生物特A	3	3	100	100	
生物A	35	34	97	100	
生物B	3	3	100	100	
合計/平均	41	40	98	100	

イ 湖 沼

十和田湖、小川原湖及び浅瀬石川ダム貯水池等において、pH、DO、COD、SS、大腸菌群数等の項目について延べ2,219項目の調査を実施しました。

CODの環境基準達成状況は表2-1-4のと おりであり、類型指定している4水域のうち1水域で環境基準を達成し、達成率は25%でした。

表2-1-4 湖沼の環境基準達成状況 (COD)

類型	湖 類型指定 水域数 (A)	沼 達成 水域数 (B)	3年度 達成率 (B/A) (%)	2年度 達成率 (%)
AA	1	0	0	0
A	3	1	33	33
合計/平均	4	1	25	25

全亜鉛、ノニルフェノール、LASの水生生物の保全に係る環境基準の達成状況は、表2-1-5のとおりであり、類型指定している4水域全てで3項目とも環境基準を達成し、達成率は100%でした。

表2-1-5 湖沼の環境基準達成状況(全亜鉛、ノニルフェノール、LAS)

類型	湖 類型指定 水域数 (A)	沼 達成 水域数 (B)	3年度 達成率 (B/A) (%)	2年度 達成率 (%)	
生物A	3	3	100	100	
合計/平均	3	3	100	100	

ウ海域

陸奥湾など8海域において、pH、DO、COD、n-ヘキサン抽出物質、大腸菌群数等の項目について延べ1,755項目の調査を実施しました。

CODの環境基準の達成状況は表 2-1-6の とおりであり、類型指定している28水域のうち27 水域全てで環境基準を達成し、達成率は96%でした。

また、陸奥湾については、全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型を指定しており、延べ180項目の調査をした結果、環境基準を達成しました。

表2-1-6 海域の環境基準達成状況 (COD)

類型	海 類型指定 水域数 (A)	域 達成 水域数 (B)	3年度 達成率 (B/A) (%)	2年度 達成率 (%)	
A	9	8	89	100	
В	11	11	100	100	
C	8	8	100	100	
合計/平均	28	27	96	100	

③ 特殊項目

特殊項目については、銅、クロム等 5 項目について延べ533項目の調査を実施しました。測定結果は表2-1-7 のとおりです。

なお、フェノール類及びクロムは検出されません でした。

表2-1-7 特殊項目の調査結果(令和3年度) (単位: mg/L)

項目	河川	湖沼	海域
フェノール類	< 0.02	< 0.02	< 0.02
銅	<0.005 ~0.039	<0.005 ~0.10	< 0.005
溶解性鉄	<0.1~0.9	<0.1~0.2	<0.1~0.1
溶解性マンガン	<0.02 ~0.24		< 0.02
クロム	< 0.02	< 0.02	< 0.02

④ 要監視項目

要監視項目については、エピクロロヒドリン、2,4-ジクロロフェノール、全マンガンの3項目について延べ104項目の調査を実施しました。測定結果は表2-1-8のとおりです。

なお、全マンガンを除き検出されませんでした。

表2-1-8 要監視項目の調査結果(令和3年度)

(単位:mg/L)

項目	河川	湖沼	海域
エピクロロヒドリン	<0.00003	_	-
2, 4-ジクロロフェノール	<0.0003	<0.0003	-
全マンガン	-	<0.05∼ 0.59	-

⑤ その他の項目

生活排水による都市河川の汚濁と関わりが深い塩化物イオン、硫酸イオン、アンモニア性窒素、藻類増殖の指標であるクロロフィルー a 等について延べ1,638項目の調査を実施しました。測定結果は表 2-1-9 のとおりです。

表2-1-9 その他の項目等の調査結果(令和3年度)

項目	河川	湖沼	海域		
塩化物イオン(mg/L)	7∼9, 500	7~9,500 14~19,000			
硫酸イオン(mg/L)	0.61~48	_	_		
アンモニア性窒素(mg/L)	<0.02∼ 0.55	<0.02∼11	_		
リン酸性リン(mg/L)	<0.003~ 0.069	<0.003~ 0.050	-		
大腸菌数(mg/L)	2~1,200 -		-		
クロロフィル-a(μg/L)	<0.2∼47	<0.2∼160	<0.2∼36		

⑥ 特定項目(トリハロメタン生成能)

特定項目(トリハロメタン生成能)については、県内8水域11地点において、延べ44項目の調査を実施しました。

測定結果 (地点ごとの年間平均値) は表 2-1-100のとおりです。

表 2 - 1 - 10 トリハロメタン生成能調査結果 (令和 3 年度)

	水域名		測定地点名	トリハロメタン生成能 平均値(mg/L)
津	ĮΙΚ	Щ	鍋倉	0.096
Щ	田	Щ	新小戸六ダム	0.070
堤		Щ	下湯ダム下	0.023
横	内	Щ	水道取水口上流	0.033
奥	入 瀬	Щ	幸運橋	0.038
馬	淵	Л	梅泉橋	0.037
加	//司	<i>)</i> '	名久井橋	0.030
岩	木	ЛП	上岩木橋	0.060
石	*	711	乾橋	0.076
浅瀬	頁石川ダム貝	宁水池	ダムサイト	0.078
世士	増ダム貯	水池	ダムサイト	0.052

(2) 水域別水質汚濁の現況

① 河 川

ア 日本海岸水域河川

笹内川、赤石川等6河川の6地点において調査 を実施しました。 BODの経年変化は表2-1-11のとおりであり、当該水域には大きな汚濁発生源が存在しないことから、全般的に水質は良好で、類型指定されている5水域全てで環境基準を達成しました。

表2-1-11 日本海岸水域河川におけるBOD(75%値)の経年変化

(単位:mg/L)

	水域名	₩ は 夕		環境: 測定地点名			基準	基準値				年 度				
	小坝石				侧足地,	元 和		類	型	本华旭	29	30		元	2	3
笹	内	Щ	0	笹	P	4	橋	I	A	2	< 0.5	1.	2	1.2	0.8	1.0
吾	妻	Щ	0	板	È	ίj	橋	1	A	2	0.7		1	1.3	0.7	0.8
追	良 瀬	Щ	0	追	良	瀬	橋	1	A	2	< 0.5		1	1. 1	< 0.5	0.9
赤	石	Щ	0	基			橋	1	A	2	0.5		1	1.2	0.6	1.6
中	村	Щ	0	中	木	寸	橋	1	A	2	0.5	1.	4	1	0.8	1.2
鳴	沢	Щ		鳴	ð	7	橋	-	_	-	1.3	1.	5	2	0.9	1.9

(注)○印:環境基準点

イ 岩木川水域河川

岩木川、平川、浅瀬石川等15河川37地点において調査を実施しました。

主要地点のBOD経年変化の状況は表2-1-

12のとおりです。

類型指定されている10水域のうち9水域で環境 基準を達成しましたが、山田川の車力橋では環境 基準非達成でした。

表2-1-12 岩木川水域河川におけるBOD(75%値)の経年変化

(単位:mg/L)

水域名 測定地点名		環境基準	基準値			年 度		
小城名 侧足地点名		類 型		29	30	元	2	3
	火 池	A	2	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6
○鷹ノ巣	橋	A	2	< 0.5	1.5	1. 1	0.8	1.2
上岩木	橋	A	2	1. 1	0.7	0.9	0.6	0.8
安東	橋	A	2	0.8	0.6	0.6	0.7	0.7
	橋	A	2	1.4	0.8	2.0	1. 7	1.7
鶴 寿	橋	A	2	1.6	1.4	3. 1	1. 9	2. 2
岩木川	橋	A	2	1.9	1.5	2.2	1. 7	2.0
4	橋	A	2	1.8	1.4	1.7	1. 9	1.5
神田田	橋	A	2	1.5	1.2	1.6	1.5	1.5
○ 津 軽 大	橋	В	3	1.5	1.2	1.7	1.7	1.5
十三湖大橋岩木川		В	3	1. 1	0.9	1.9	1.0	1.6
十三湖15		В	3	1.0	1.1	1.6	1.6	1.5
十三湖2山田川	河口	В	3	1.0	1.6	2.6	1.9	2. 0
十三湖3鳥谷川		В	3	1.0	0.9	1. 3	1. 3	1. 7
湯ノ沢川 滝 野 沢	橋	_	-	0.8	1.0	<0.5	<0.5	1.5
大 秋 川 〇 国 吉	橋	A	2	0.6	1.3	0.8	0.5	1. 1
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	橋	A	2	0.7	1. 4	0.9	0.6	1. 2
平川十二豊平	橋	A	2	1.0	0.7	0.8	0.8	0.8
→ 川 鍋	橋	A	2	0. 9	0. 7 1. 5	0. 9	1. 1 1. 0	0.8
津刈川┨ ニの渡	倉 橋	_	_	0. 9 0. 8	1. 5 1. 4	1. 2 1. 0	0.5	1. 1 0. 9
大落前川 〇延 命	橋	A	2	0. 6	1. 4	1. 5	0. 8	0.9
一 報 日 艱 眩	橋	A	2	0. 0	1. 4	0. 9	1.0	1.0
虹 貝 川 一	橋	A	2	0. 7	1. 3	0. 9	0.8	1. 0
土淵川一西田	橋		_	1. 4	1. 5	1. 2	0. 9	1. 6
	橋	AA	1	0. 9	1.0	<0.5	0.8	0.7
O 由	橋	A	2	1.4	1. 3	0.9	0.9	1.0
浅瀬石川~〇千年	橋	A	2	1. 4	1.5	0.8	1. 1	1. 2
→ 朝 日	橋	A	2	0.8	0. 5	0.8	0.8	0.8
温川沢温川	橋	_	_	0.6	1.0	<0.5	0.6	1.1
新十川湊	橋	_	-	1.8	2. 1	2.2	2. 2	1.8
旧十川鳴戸	橋	_	_	2.9	2.9	2.5	2.0	1.8
飯 詰 川 〇 飯 詰 ダ	ム	A	2	1.2	1.7	1.2	1.0	1.3
金木川」蒔田	橋	_	-	1.1	1.4	1.2	1.1	0.8
□○新小戸六分		A	2	0.9	3. 2	1.0	0.6	0.9
山田川十田光沼中	央	A	2	3.9	3.0	3.0	4.4	2. 7
↓○ 車 カ	橋	A	2	3.5	3.8	3. 5	4.4	3.0

ウ 津軽半島北側水域河川

長川、今別川の2河川2地点において調査を実施しました。

りです。

類型指定されている2水域とも環境基準を達成しました。

BODの経年変化の状況は表2-1-13のとお

表2-1-13 津軽半島北側水域河川におけるBOD(75%値)の経年変化

(単位:mg/L)

	水域名				油1字1	44 占	Þ		環境基準		基準値	年 度					
				測定地点名				類型		左 华 旭 「	29	30	元	2	3		
	長		Щ	0	新	長		Ш	橋	A		2	< 0.5	1.0	0.5	0.7	0.6
	今	別	Ш	0	あ	す	な	ろ	橋	A		2	1.0	1. 1	0.5	0.5	0.6

(注)○印:環境基準点

工 陸奥湾西側水域河川

堤川、駒込川、野内川、蟹田川等 9 河川16地点 において調査を実施しました。 りです。

類型指定されている全てで環境基準を達成しま した。

BODの経年変化の状況は表2-1-14のとお

表2-1-14 陸奥湾西側水域河川におけるBOD(75%値)の経年変化

(単位:mg/L)

	水域	Þ	測定地点名	環境基準	基準値		年 度					
	小坝	10	例足地点有	類 型	左毕旭	29	30	元	2	3		
蟹	田	Ш	○蟹田棉		2	1.0	1.2	0.7	1.0	0.9		
高	石	Ш	○高石股橋		2	< 0.5	0.9	0.9	0.6	0.7		
新	城	ni {	戸 建 沢 橋	В	3	1.2	1.5	1.7	4. 2	1.2		
77	坝	/'' <u> </u>	○新 井 田 橋		3	2. 1	1. 7	1.8	4. 2	1.9		
沖	館	الا ح	○沖 館 橋		5	1.3	1.6	1.5	2.0	1.4		
1 T	日日	/'' L	西滝川滝内橋	C	5	1.2	1.9	1.7	2.2	1.6		
		ſ	○下湯ダム丁	Λ	2	0.6	1.0	1. 1	1.3	0.8		
堤		Л Ч	〇 荒 川 橋	i A	2	< 0.5	1.6	0.8	< 0.5	0.5		
		Ĺ	〇 甲 田 橋	В	3	0.5	1.5	0.9	0.7	< 0.5		
横	内	ک ااا	〇水道取水口上流	E AA	1	0.8	0.8	1.0	1. 1	0.6		
1世	F.1	/'' _	○ねぶたの里入口	A	2	1. 2	0.9	1.5	1. 1	0.6		
駒	込	ک ااا	○駒込川頭首Ⅱ	. A	2	0.6	< 0.5	0.6	0.5	0.6		
均円		/'' <u> </u>	○ 八 甲 橋	В	3	< 0.5	0.8	0.8	0.8	0.5		
野	内	ک ااا	○滝 沢 橋	i A	2	< 0.5	0.8	1. 1	0.6	< 0.5		
'	r J	/'' <u> </u>	○野 内 橋		2	< 0.5	0.8	0.9	1. 1	0.6		
浅	虫	Ш	鉄橋	<u> </u>	_	0.7	1.4	2. 1	3. 3	1.3		

(注)○印:環境基準点

才 陸奥湾東側水域河川

野辺地川、田名部川、川内川等11河川17地点に

おいて調査を実施しました。

りです。

類型指定されている11水域全てで環境基準を達成しました。

BODの経年変化の状況は表2-1-15のとお

表2-1-15 陸奥湾東側水域河川におけるBOD(75%値)の経年変化

(単位:mg/L)

								年 度		
水域名		測定地点名		環境基準	基準値			年 度		
7,100,70		INIAL PENNAL		類 型	本 中心	29	30	元	2	3
小 湊 川	○雷	電	橋	A	2	0.8	1.5	0.8	0.7	1.0
野辺地川√	○ 清	水目	橋	A	2	1.0	0.7	< 0.5	0.6	0.5
	〇 野	辺 地	橋	В	3	0.8	1.0	0.9	0.6	1.1
	〇 荷		橋	A	2	1.0	0.8	0.8	0.7	0.7
田名部川 -	赤	坂	橋	В	3	2.5	1.4	1.2	0.8	0.9
l	〇下	北	橋	В	3	2.7	2.4	2.4	1. 7	1.6
新田名部川	む	つ大	橋	_	_	1.1	0.7	1.8	0.9	1.8
小荒川√	○せ	せらぎ	橋	A	2	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	0.6
小 荒 川 {	〇小	荒川	橋	В	3	1.7	2.2	1. 1	1.3	1.6
宇曽利川	〇 宇	曽 利 川	橋	Α	2	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	0.6
永 下 川	〇永	下	橋	A	2	0.9	0.5	0.6	< 0.5	0.7
	湖	鏡 大	橋	A	2	0.5	0.7	< 0.5	0.6	< 0.5
川 内 川	〇 矢	櫃 大	橋	A	2	0.5	< 0.5	0.5	< 0.5	0.6
	ОЛ	内	橋	A	2	0.6	< 0.5	0.7	0.6	0.8
葛沢川	葛	沢	橋	_	_	< 0.5	0.8	< 0.5	< 0.5	0.6
小 沢 川	玉	道	下	_	_	1.5	1.5	0.5	1.1	0.7
境川	河			_	_	0.8	0.9	1.0	1.6	1.8

カ 下北半島西側水域河川

古佐井川、奥戸川の2河川2地点において調査 を実施しました。

BODの経年変化の状況は表2-1-16のとお

りです。

類型指定されている2水域とも環境基準を達成しました。

表2-1-16 下北半島西側水域河川におけるBOD(75%値)の経年変化

(単位:mg/L)

	水域名 測定地点名				测学地。	与夕		環境基準		基準値	年 度					
				類型		本华旭	29	30	元	2	3					
古	佐 井	Ш	0) 古 佐 井 橋		A		2	0. 7	0.7	0.6	< 0.5	0.6			
奥	奥 戸 川 〇 奥 戸 橋		A	ı	2	0.8	0.6	0.6	< 0.5	0.6						

(注)○印:環境基準点

キ 下北半島北側水域河川

大畑川、正津川の2河川2地点において調査を 実施しました。

BODの経年変化の状況は表2-1-17のとお

りです。

類型指定されている大畑川は、環境基準を達成しました。

表2-1-17 下北半島北側水域河川におけるBOD (75%値)の経年変化

(単位:mg/L)

	水域名 測定地点名			環境基準 基準値 基準値		ितं	年 度							
						29	30	元	2	3				
大	畑	Щ	〇小	小 目 名 橋		A	2		0.7	0.5	< 0.5	< 0.5	0.6	
正	津	Ш	正	津	Ш	橋	_	_		1.2	0.8	0.5	0.5	1.4

(注)○印:環境基準点

ク 東通り水域河川

七戸川、砂土路川等10河川15地点において調査 を実施しました。

BODの経年変化の状況は表2-1-18のとお

りです。

類型指定されている 5 水域全てで環境基準を達成しました。

表2-1-18 東通り水域河川におけるBOD(75%値)の経年変化

(単位:mg/L)

水域名	測定地点名	環境基準	基準値	年度						
小城石	例是地点有	類 型	本中胆	29	30	元	2	3		
小老部川	小 老 部 橋	_	-	0.5	< 0.5	< 0.5	0.6	0.6		
	大 浦 橋	A	2	0.8	1.0	0.7	0.8	1.3		
	○ 上 野	A	2	0.8	0.7	0.8	0.9	1.0		
	作田川水道上流	A	2	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	0.5		
	坪 川 立 石 沢	A	2	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5		
七戸川く	"鉱山終	A	2	< 0.5	< 0.5	< 0.5	0.5	< 0.5		
	ル 天間ダム	A	2	< 0.5	0.7	0.5	0.6	0.7		
	ル 榎 林 橋	A	2	0.8	0.5	0.8	1. 1	1.1		
	小坪川坪川流入前	A	2	< 0.5	0.6	0.5	0.5	< 0.5		
	赤川赤川橋	A	2	1.9	1.8	2. 1	1.3	2.3		
土場川	○ 鳥 □ 橋	A	2	1.0	0.7	0.9	0.7	0.5		
砂土路川	○砂 土 路 橋	A	2	1.9	0.6	1.2	0.8	0.9		
姉 沼 川	○姉 沼 橋	В	3	2.2	1.0	1.3	1. 1	1.4		
1+ m + m 5	古間木陸橋下	В	3	2.4	2.0	2.8	2.5	2. 1		
古間木川~	○ 第 二 境 橋	В	3	2.0	2.0	2.5	1.5	1. 5		

ケ 新井田川河口水域河川

新井田川、馬淵川、奥入瀬川等6河川19地点に おいて調査を実施しました。

BODの経年変化の状況は表2-1-19のとお

りです。

類型指定されている 9 水域全てで環境基準を達成しました。

表2-1-19 新井田川河口水域河川におけるBOD(75%値)の経年変化

(単位:mg/L)

水域名	測定地点名	7	環境基準	基準値	年 度					
小城石	例足地点往	_	類 型	本学旭	29	30	元	2	3	
	○ 馬 門	橋	AA	1	0.5	< 0.5	1.0	0.5	0.7	
		田 橋	A	2	0.5	0.5	1.2	0.6	< 0.5	
奥入瀬川	御幸	橋	A	2	0.9	< 0.5	0.7	1.0	0.5	
	○幸 運	橋	A	2	1. 1	0.5	1.9	1.4	1.0	
	○ 開 運	橋	В	3	1.0	0.5	0.9	1.0	1.0	
# # III]	〇 戌	橋	A	2	1.2	0.8	0.5	0.8	0.7	
五戸川4	○ 尻 引	橋	В	3	1. 1	1.4	1.5	1.3	1.7	
1	梅泉	橋	A	2	1. 1	0.6	0.8	1.0	0.9	
	〇名 久	井 橋	A	2	1.2	0.6	0.9	1.3	0.8	
馬 淵 川 √	○櫛引	橋	A	2	1.3	1.2	1. 1	0.8	0.8	
	〇 尻 内	橋	В	3	1.2	1.3	1.0	0.7	0.7	
	大	橋	В	3	1.2	1.4	1.2	0.8	0.9	
熊 原 川	留ケー	倚 橋	_	-	1.6	< 0.5	1.0	0.9	0.7	
浅水川		の 橋	_	-	1.2	1.2	1.6	1.7	2.3	
		巣 橋	A	2	0.8	1.3	1.6	1.5	2.3	
	○ 長 館	橋	A	2	1.2	1.3	1.8	1.3	1.9	
新井田川	新 井	田 橋	В	3	0.6	1.6	1.3	1. 1	1.6	
	〇塩 入	橋	В	3	0.7	1.0	1.5	1.3	1.5	
	○ 湊	橋	В	3	1.4	1. 1	1.9	1.2	1.7	

(注)○印:環境基準点

② 湖 沼

十和田湖、小川原湖等8湖沼22地点において調査 を実施しました。

主要地点のCODの経年変化は表2-1-20のと

おりです。

類型指定されている4湖沼のうち、小川原湖、十 和田湖及び浅瀬石川ダム貯水池で環境基準非達成で した。

表 2-1-20 湖沼における COD (75%値)の経年変化

(単位:mg/L)

水域名	測定地点名	環境基準	基準値	年 度						
小城石	例足地点有	類 型	本中他 [29	30	元	2	3		
市柳沼	中央 (St. 2)	_	-	15	14	29	12	19		
田面木沼	中央 (St. 3)	_	-	9	12	12.0	10	11		
	○ 姉 沼 川 前 面 C	A	3	4.3	3.8	3.8	3.8	5.3		
	〇中 央 G	A	3	11	16	16	14	24		
小川原湖≺	〇 総 合 観 測 所 H	A	3	4.6	4. 1	3.6	4. 1	11.0		
	姉 沼 (中 央)	A	3	7.2	7.2	9.5	6. 2	11.0		
	内沼 (中央)	A	3	7.2	9.4	8.4	10.0	10		
I. ≠n m ¾n	〇 中 央 (St. 5)	AA	1	1.4	1.5	1.5	1.4	1.8		
十和田湖	○ 子ノ口前面 (St. 9)	AA	1	1.4	1.4	1.5	1.4	1.7		
浅瀬石川ダム貯水池	○ダムサイト	A	3	3. 7	2.8	2.5	2.6	3. 2		
世増ダム貯水池	○ダムサイト	A	3	_	_	_	3. 3	2.6		

(注)○印:環境基準点

③ 海 域

陸奥湾、八戸前面海域等8海域58地点において調査を実施しました。

CODの経年変化の状況は表 2-1-21のとおりです。

類型指定されている28水域のうち27水域で環境基

準を達成しました。

また、陸奥湾については、全窒素及び全燐の環境 基準の類型指定がなされており、その経年変化の状 況は表 2-1-22のとおりであり、両項目とも環境 基準を達成しました。

表 2-1-21 海域における COD (75%値)の経年変化

(単位:mg/L)

							(+1:	<u> </u>
	Sa	環境基準				年 度		
水域名	測定地点名	類 型	基準値	00			0	0
				29	30	元	2	3
	○深浦港中央	В	3	1.6	1. 7	1.3	1.6	1.5
	○ 屏 風 岩 1 km 沖	A	2	1. 1	1.2	1.0	1.5	1.2
日本海岸	〇十三湖1㎞沖	A	2	3.0	2.4	1.8	1.9	2.3
日本海岸地 先海域	○ 鯵 ヶ 沢 1 km 沖	A	2	1.4	1. 1	1. 2	1. 5	1. 2
1 2 7 17 7		A	2	1. 8	1. 5	0.8	1. 5	1. 4
			2	1. 3		1. 2		
No. 1072 v. La sta		A			1.8		1.4	1.4
津軽半島北側海域	○ 袰 月 1 km 沖	A	2	1. 4	1. 1	1. 1	1. 3	1. 2
北 側 海 域	○ 今 別 1 km 沖	A	2	1.3	1. 2	1.1	1. 4	1.3
	○ 青森港 (西) (St.1)	С	8	1.6	1.8	1. 9	2. 1	1.8
	○ 青森港 (東) (St.2)	С	8	1.7	2. 1	1. 9	1.9	1.8
	○ 堤川1km沖(St.3)	В	3	1.8	1.9	1. 9	2.2	2. 2
	○ 青森湾中央 (St.4)	A	2	1.6	1.6	1.0	1.5	1.4
	○ 蟹田沖 (St.5)	A	2	1.3	1.5	1.1	1.4	1.3
	○ 平舘沖 (St.5)	A	2	1.5	1. 5	1. 2	1. 4	1. 1
	○ 小湊港中央 (St.7)	В	3	2. 1		1. 8	2. 0	1. 7
					1. 9			
陸 奥 湾	○ 野辺地港中央 (St.10)	В	3	1.6	2.0	1.5	1. 7	1.5
	大湊港(1) (St. 15)	С	8	2.5	2.0	2.5	2.0	1.9
	(田名部川河口)			2.0	2.0	2.0	2.0	1. 0
	○ 大湊港(2)(芦崎) (St.14)	В	3	2.6	2.5	1.8	2.0	1.9
	○ 川内港中央 (St.9)	В	3	1.7	1.8	1.8	2.0	1.6
	○ 陸奥湾中央 (St.8)	A	2	1.6	1. 7	1. 3	1. 4	1. 2
	○ 野辺地湾中央 (St.11)	A	2	1.8	1.6	1. 4	1. 5	1. 2
	○ 對近地得中央 (St.11)	A A	2	1. 5	1.6	1. 4	1. 5	1. 2
	l .					1		
	○ 大湊湾中央 (St.13)	A	2	1.7	1.6	1.2	1.6	1.4
下北半島	〇大 間 港 中 央	В	3	1.2	1. 1	0.7	1.4	1. 2
下 北 半 島西 側 海 域	○ 大 間 1 km 沖	A	2	1.3	1.0	0.6	1.0	1.0
H 103 17 190	○福浦1km沖	A	2	1.2	1.0	0.9	1.2	1.0
	○ 尻 屋 岬 港 中 央	В	3	1.4	0.8	0.7	1.0	1.2
下北半島	○ 尻 屋 1 km 沖	A	2	0.9	0.8	0.7	0.7	1.1
下 北 半 島北 側 海 域	○ 大 畑 1 km 沖	A	2	1.0	1. 1	0.9	1.0	1.2
1	○ 易 国 間 1 km 沖	A	2	0.8	1. 1	0. 9	0. 9	1. 0
	O D — 2	A	2	1. 1	1. 0	1. 1	1. 0	0. 9
	l ~		2	1. 1				1. 0
	1	A			1. 4	1.0	1.0	
	〇四川目1㎞沖	A	2	1. 2	1. 3	1. 1	1. 1	1.0
	○砂ケ森1 km 沖	A	2	1. 1	1.4	1. 1	1. 1	1.2
	F – 1	A	2	1.1	0.9	1. 1	1.0	0.9
	○白糠 1 km 沖	A	2	1.0	1.0	1.0	1. 1	1.1
	〇 小 田 野 沢 1 km 沖	A	2	0.9	1.0	0.9	1.0	1.2
東通り海域	むつ小川原港(1)							
不坦ソ博場	(鷹架沼)(St. 3)	С	8	4.9	6. 1	5. 5	6.7	7. 7
	0 かつ小川原港(1)	С	8	1.5	1.2	1.4	1.4	1.2
	- (新 納 座)			1.0	1	1. 1	1. 1	1. 2
	○ むつ小川原港(2)	С	8	2. 7	3. 3	3.8	3. 7	3. 3
	○ (尾駮沼)(St.2)		0	۷. ۱	ა. ა	ა. გ	J. 1	ა. ა
	○ むつ小川原港(3)(C-1.5)	В	3	1.2	1.0	1.1	0.9	0.9
	○ むつ小川原港(3)(D-0.5)	В	3	1. 1	1. 1	0.9	1.0	1.0
	○ 第二丁类准.1 (0+ 1)	С	8	9 9	9 1	E 1	9.6	9.0
	○ 第一工業港・1 (St.1)	l .	1	3. 3	3. 1	5. 1	2.6	2.8
	○ 第一工業港・2 (St. 2)	C	8	3. 9	3. 4	4. 2	3. 1	3.8
	○ 第二工業港・1 (St. 8)	C	8	1.9	1.6	1.5	2. 2	1.8
	○ 第二工業港・2 (St.7)	С	8	2.0	1.7	1.5	2. 2	2. 2
	○ 第三工業港 (St.6)	С	8	1.7	1.7	2.9	2. 1	2.4
	○ 海域(甲)・1 (St.3)	В	3	3.4	1.6	3. 1	2.9	2.4
11 = 34 - 7 14 14	○ 海域(甲)・2 (St.5)	В	3	3.0	1.6	2.5	2.7	2.4
八戸前面海域	○ 海域(甲) · 3 (St. 4)	В	3	1.8	1.6	1.6	2. 5	2. 4
	海域(甲) · 4 (St.15)	В	3	2. 6	1. 7	3. 5	2. 7	2. 5
			1					
		В	3	1.4	1.7	2. 3	1. 3	2. 1
	○ 海域(乙)・2 (St.9)	В	3	2. 5	2. 3	1.6	1.6	1.8
	○ 海域(乙)・3 (St.10)	В	3	1.5	1.4	1.5	1.8	1. 7
	○ 海域(丙)・1 (St.12)	A	2	1.4	0.9	1.5	0.8	1.5
	○ 海域(丙)・2 (St.11)	A	2	1.7	1.3	1.5	1.6	1.8
古 汇 壮 14	〇 小 舟 渡 平 1 km 沖	A	2	1.3	0.9	0.7	0.6	0.9
南浜海域	○ 種 差 1 km 沖	A	2	1. 3	1. 0	0.9	0. 7	0.6
	, - , , 11			1.0		J. U	٠	

表2-1-22 陸奥湾における全窒素及び全燐の経年変化

(単位:mg/L)

	項目		測定地点名	環境基準	基準値	年 度						
	快	頃 日		類 型	- 本学胆	29	30	元	2	3		
全	全	素	湾内15環境基準点	I	0.2	0. 14	0. 18	0. 12	0. 14	0. 15		
全		燐	湾内15環境基準点	I	0.02	0.009	0.010	0.008	0.012	0. 017		

(注) 全ての基準点の平均値により評価する。

(3) 地下水質の現況

トリクロロエチレン等の有害物質による地下水質の 汚染の状況を監視するため、平成元年度から測定計画 を定めて水質調査を実施しています。

令和3年度は、県、青森市、八戸市が、5市5町2 村の19本の井戸について概況調査を、2市3町の15本の井戸について汚染井戸周辺地区調査を、9市11町1 村の108本の井戸について継続監視調査を実施しました(資料編表18)。

① 概況調査

19本の井戸について調査を実施したところ、2本の井戸から環境基準値を超える有害物質が検出されました。

② 汚染井戸周辺地区調査

ア鉛

今別町浜名地区の3本の井戸を調査したところ、1本の井戸から検出されましたが環境基準値を下回っていました。

イ 砒素

青森市沖館、篠田、安田地区の4本、むつ市大畑地区の2本、田子町石亀地区の5本の計11本の井戸を調査したところ、7本の井戸から検出され、うち1本の井戸で環境基準値を超えていました。

ウ ふっ素

大間町大間地区の1本の井戸を調査したところ、検出されましたが、環境基準値を下回っていました。

エ ほう素

大間町大間地区の1本の井戸を調査したところ、検出されましたが、環境基準値を下回っていました。

③ 継続監視調査

ア鉛

平内町清水川地区2本、大鰐町鯖石地区1本、南 部町下名久井地区1本の計4本の井戸で検出され、 うち3本の井戸で環境基準値を超えていました。

イ 砒素

青森市横内、中央、湊町、花園、問屋町地区の 6本、八戸市中居林、田向地区の3本、むつ市田 名部町、関根、大湊新町地区の4本、藤崎町榊、 水木地区の6本、田舎館村川部地区の2本、板柳 町辻地区の1本、野辺地町枇杷野地区の2本、五 戸町博労町、扇田地区の5本の計29本の井戸で検 出され、うち11本の井戸で環境基準値を超えていました。

ウ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

八戸市上野、湊町、内丸、新井田、尻内町、鮫町、妙、豊崎町、櫛引、八幡、金浜地区の19本、十和田市大沢田地区の3本、三沢市中央町、大町地区の3本、平川市金屋地区の1本、野辺地町金沢地区の1本、六戸町折茂地区の2本、東北町乙部地区の1本、おいらせ町向山地区の1本、五戸町博労町、上市川、切谷内、鍜冶屋窪地区の5本、田子町田子地区の1本、南部町下名入井地区の3本の計40本の井戸で検出され、うち19本の井戸で環境基準値を超えていました。

エ ふっ素

弘前市賀田、神田地区の2本、八戸市石堂地区の1本、五所川原市柏原町、鎌谷町、錦町地区の6本、つがる市松原、清水、朝日、桑野木田地区の5本、藤崎町藤崎地区の2本、大鰐町長峰地区の1本、東北町上野地区の1本の計18本の井戸で検出され、うち13本の井戸で環境基準値を超えていました。

オ ほう素

八戸市築港街、田面木地区の2本、五所川原市 柏原町、鎌谷町地区の5本の計7本の井戸で検出 され、うち4本の井戸で環境基準値を超えていま した。

(4) 水浴場の水質の現況

水浴場の水質保全対策の一環として、令和3年度 は、年間の遊泳人口が概ね1万人以上(湖水浴場は概 ね5千人以上)の17水浴場(県実施13水浴場、青森市 実施2水浴場、八戸市実施2水浴場)について水質調査を実施し、各水浴場とも『適』又は『可』と判定されました(資料編表21及び表22)。

また、一部水浴場を対象に、病原性大腸菌O157の 調査を実施した結果、いずれの水浴場においても検出 されませんでした。

環境省は、平成10年3月に水質が良好で快適な水浴場が広く普及することを目的に、「日本の水浴場55選」という顕彰制度を設け、全国の水浴場の中から「水質・自然環境・景観」、「コミュニティ・クリーン」、「安全性」、「利便性」等の基準に照らして、特に優れた55水浴場を選定しました。本県からは、深浦町の「千畳敷」が選定されました。

同様に、平成13年3月には、平成13年選定「日本の 水浴場88選」として深浦町の「岡崎海岸」が選定され ました。

また、平成18年5月には、「美しい」、「清らか」、「安らげる」、「優しい」、「豊か」という新たな評価軸に基づき、人々が水に直接触れることができる個性ある水辺を選定した「快水浴場百選」に「八戸市白浜海水浴場」が選ばれました(資料編表23)。

16 水質汚濁防止対策

(1) 環境基準の水域類型指定

県内の主要公共用水域については、昭和46年5月に新井田川河口水域について公害対策基本法第9条に基づく環境基準の水域類型指定をして以来、順次、類型指定を行ってきました。令和3年3月31日現在、pH、BOD(COD)等については42河川、5湖沼、8海域で、全室素・全燐については1湖沼、1海域で、全亜鉛・ノニルフェノール・LASについては41河川、5湖沼で、それぞれ類型指定しています(資料編表11)。

(2) 規制指導

① 上乗せ排水基準

新井田川河口水域(新井田川、馬淵川、五戸川、 相坂川(奥入瀬川)、十和田湖、八戸前面海域)に ついては、新井田川下流部を中心に汚濁の程度が著 しく、総理府令で定める排水基準では水質汚濁防止 上不十分と考えられるため、昭和48年3月に水質汚 濁防止法第3条第3項の規定に基づく「上乗せ条 例」を制定しました。

また、昭和52年1月には、水産食料品製造業など 汚濁寄与率の高い業種について排水基準を強化しま した。

② 排出水の監視

県、青森市及び八戸市は、水質汚濁防止法に基づく特定事業場及び青森県公害防止条例に基づく汚水 関係工場等からの排出水について、監視を行っています。

令和4年3月31日現在の水質汚濁防止法に基づく 特定事業場は4630事業場(うち青森市529事業場、 八戸市333事業場)で、このうち、排水規制の対象 となる日平均排水量が50㎡以上の事業場及び有害物 質を含有する可能性のある水を排出する事業場は、 483事業場(うち青森市85事業場、八戸市69事業 場)となっています。

また、青森県公害防止条例に基づく汚水関係工場等は34事業場(うち青森市7事業場、八戸市9事業場)で、このうち、排水規制の対象となる日平均排水量が50㎡以上の事業場及び有害物質を含有する可能性のある水を排出する事業場は、11事業場(うち青森市3事業場、八戸市5事業場)となっています(資料編表25)。

また、令和3年度における届出書の受理件数は、 水質汚濁防止法に基づくものが235件(うち青森市 41件、八戸市62件)、青森県公害防止条例に基づく ものが5件でした(資料編表26)。

規制対象事業場に対しては、延べ403回(うち青森市59回、八戸市90回)の立入検査を行い、排出水の適合状況を監視したところ、331事業場(うち青森市3事業場、八戸市5事業場)が排水基準に不適合でした(資料編表27)。

排水基準不適合事業場は、旅館業に多く、不適合 の原因は排水処理施設の維持管理等で適正を欠いた ものが大部分となっています。

これらの不適合事業場に対しては、常時排水基準 を遵守するよう改善指導を行い、原因究明及び改善 対策について報告させ、対策実施後の改善を確認し ました。

(3) 公共用水域の水質監視

県内の公共用水域の水質汚濁の状況を把握するため、水質汚濁防止法第16条の規定に基づいて、毎年度水質測定計画を作成し、この計画により河川、湖沼、海域の水質の常時監視を実施しています。

令和3年度は、岩木川、新井田川、十和田湖、陸奥湾等の河川、湖沼、海域の総計196地点において、水質、底質及び河川流量等の調査を実施しました。

調査対象水域は、これまでと同様、上水道、かんが

い、水産業などの利水上重要な水域、むつ小川原開発 関連水域、休廃止鉱山関連水域及び都市汚濁型河川を 主体に選定し、監視を継続実施しました。

(4) 地下水の水質監視

地下水の水質汚濁の状況を把握するため、「地下水 質測定計画」に基づき、県内全域を対象に地下水質の 常時監視を実施しています。

令和3年度においては、142本の井戸(概況調査19本、汚染井戸周辺地区調査15本、継続監視調査108本)について実施しており、地下水質のほか井戸の形態、使用目的、深度等を調査しました。

(5) 生活排水対策

① 生活排水対策重点地域指定

平成5年12月15日に八戸市の新井田川河口水域を 水質汚濁防止法に基づく「生活排水対策重点地域」 に指定し、八戸市新井田川河口水域生活排水対策推 進計画の策定に対し、平成6年度に国1/3、県1 /3の補助を行いました(表2-1-23)。

また、平成9年1月29日には、三沢市の古間木川 流域についても「生活排水対策重点地域」に指定 し、平成9年度に同様の補助を行いました(表2-1-24)。今後も、生活排水による汚濁が著しい水 域については、関係市町村の意向を踏まえ生活排水 対策重点地域の指定を行っていきます。

表 2 - 1 - 23 新井田川河口水域生活排水対策重点地 域の概要

重点地域	新井田川河口水域生活排水対策重点地域
指定日	平成5年12月15日
重点地域の 範 囲	八戸市の区域のうち次の図に表示した地域 (下水 道法第2条第8号に規定する処理区域を除く)
指定理由	・河口部の海域が環境基準非達成であり、流入水路の汚濁が著しい。 ・生活系排水が最大の汚濁源である。 ・当面、下水道の整備が見込めない区域が多い。 ・各種プロジェクト事業の推進に伴う人口増により、新井田川が環境基準非達成となるおそれがある。 ・主要な観光地、公園等の整備が進められている。 ・鮭のふ化放流事業が最も盛んな水域である。
重点地域図	東入瀬川 五戸川 重点地域指定区域

資料: 県環境保全課

表 2 - 1 - 24 古間木川流域生活排水対策重点地域の 概要

重点地域 名 称	古間木川流域生活排水対策重点地域
指 定 年 月 日	平成9年1月29日
重点地域 の 範 囲	三沢市の区域のうち次の図に表示した地域
指定理由	 ・市民の親水的な空間を持つ公共用水域であり、極めて水質の汚濁が著しい。 ・人口の増加が見込まれ、今後生活系負荷量が増加し、さらに水質の汚濁が進行するおそれがある。 ・極めて有機性汚濁の著しい水域である。 ・生活系負荷量が最大の汚濁源となっている。 ・当面、公共下水道の整備が見込まれない。 ・他の公共用水域に対し、影響を与えるおそれがある。
重点地域図	小川原湖 - 東点地域 指定区域 古間木川 - 三沢市

資料: 県環境保全課

② 生活排水対策県民啓発事業

生活排水対策として、啓発用リーフレット「Let's生活排水対策」を関係機関等へ配布しています。

また、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、例年県内3か所において住民等を対象に行っていた生活排水対策講習会を1か所において実施しました。

今後も、講習会の開催やリーフレットの配布等に より対策の推進を図ります。

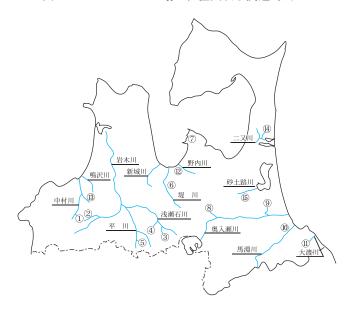
(6) ゴルフ場対策

「青森県ゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱」に基づき、ゴルフ場事業者は農薬使用管理責任者を選任するとともに、排出水中の測定結果、農薬の使用実績や翌年度の農薬使用計画等を県に報告することになっています。

また、県は、必要があるときはゴルフ場に立ち入り、排水等の調査を行います。

なお、要綱で定める規模に該当するゴルフ場の位置 図及び関連河川は、図2-1-8のとおりです。

図2-1-8 ゴルフ場の位置図及び関連河川



No.	ゴルフ場名	市町村
1	津軽カントリークラブ岳コース	弘前市
2	津軽カントリークラブ百沢コース	弘前市
3	びわの平ゴルフ倶楽部	平川市
4	津軽高原ゴルフ場	平川市
(5)	青森ロイヤルゴルフクラブ	大鰐町
6	青森カントリー倶楽部	青森市
7	夏泊ゴルフリンクス	平内町
8	十和田湖高原ゴルフクラブ	十和田市
9	十和田国際カントリークラブ	六戸町
10	八戸ゴルフ倶楽部	八戸市
11)	八戸カントリークラブ	階上町
12	東奥カントリークラブ	青森市
13	青森スプリング・ゴルフクラブ	鰺ヶ沢町
14)	下北スリーハンドレッドゴルフクラブ	六ヶ所村
15	みちのく国際ゴルフ倶楽部	十和田市

資料:県環境保全課

令和4年3月31日現在

17 下水道等の整備

下水道は、健康的で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るために必要な基盤施設となっています。令和3年度において県内では、32市町村(10市17町5村)で公共下水道事業が実施され、また、県が行う下水道事業として、岩木川・馬淵川流域下水道事業及び十和田湖特定環境保全公共下水道事業を実施しています。

さらに、住民の下水道に対する要望が多いことから、 県では町村に対し、平成4年度から「町村下水道事業緊 急整備促進費県補助」制度を実施、平成8年度からは 「町村下水道緊急対策事業費補助」制度に改定し県費補 助することにより、町村下水道事業の普及促進を図って います。

農村地域においては、農業用排水の水質保全及び農村の生活環境の改善を図り、併せて、公共用水域の水質保全に寄与するため、令和3年度末で、26市町村(9市13町4村)で147地区の農業集落排水事業(うち過疎地域の旧4村、8地区が県営事業)を実施しており、123処理区が供用しています。今後とも、農村地域の汚水処理整備水準の向上を図るため、着実に推進することとしています。

また、漁村地域においては、漁業用排水の適正処理 と、その背後集落における生活環境の改善を図り、併せ て、公共用水域の水質保全に寄与するため、これまで8 市町村(2市4町2村)で19地区の漁業集落排水施設を 整備しており、現在すべてで供用を開始しています。

このほか、下水道等が整備されない地域の生活雑排水 対策を目的として、市町村が実施する浄化槽設置整備事 業に対する補助を実施しており、令和3年度は27市町村 で398基を整備しています。

18 下水道対策

本県の下水道における総人口当たりの普及率は令和2年度末で61.7%で、全国の普及率80.1%を下回っている 状況が続いています。

公共下水道については、40市町村のうち、令和2年度で、32市町村(10市17町5村)が事業を実施しています。

このほか県事業として、昭和55年より湖沼等の自然環境の保全を目的とした十和田湖特定環境保全公共下水道事業を実施し、平成3年4月1日に供用開始しています。

また、「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき、平成5年度の新郷村をはじめとして、五所川原市(旧市浦村)、十和田市(旧十和田湖町)、むつ市(旧脇野沢村、旧川内町)、つがる市(旧車力村)、平川市(旧碇ヶ関村)、外ヶ浜町(旧平舘村、旧三厩村)、深浦町(旧岩崎村)、佐井村の9市町村11処理区において県代行事業により特定環境保全公共下水道事業を実施(平成19年度で全処理区で供用開始し、平成20年度で県代行事業を完了)し、過疎地域を支援しています。

流域下水道については、昭和54年度に弘前市ほか5市町村(黒石市、藤崎町、旧尾上町、旧平賀町、田舎館

村)を対象に岩木川流域下水道事業に着手し、平成2年度には5町村(旧浪岡町、旧岩木町、大鰐町、旧常盤村、板柳町)を追加し、市町村合併を経て、現在、対象8市町村(青森市、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町)すべてで供用を開始しているほか、馬淵川流域下水道は、昭和56年度に4市町(八戸市、旧百石町、旧下田町、六戸町)で事業着手し、平成7年度には五戸町を追加し、市町村合併を経て、現在4市町(八戸市、六戸町、おいらせ町、五戸町)すべてで供用を開始しています。

また、河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質環境基準を達成維持するために下水道整備を最も効果的に実施するための基本計画である流域別下水道整備総合計画については、岩木川水域、新井田川河口水域、陸奥湾水域及び高瀬川水域の4水域について計画を策定し、順次見直しを行ってきています。

更に、平成9年度には、各種汚水処理施設の整備を効率的、効果的に推進するため各事業ごとの整備区域、手法、スケジュール等をまとめた青森県汚水処理施設整備構想を策定しており、平成15年度、平成23年度及び平成28年度には、社会情勢の変化等に対応して本構想の見直しを行いました。

(1) 公共下水道の整備

令和4年3月31日現在で公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を実施しているのは、10市17町5村であり、その概要は表2-1-25のとおりです。

(2) 流域下水道の整備

流域下水道は、水域内の総合的な水質汚濁防止対策 を策定する流域別下水道整備総合計画を上位計画と し、2市町村以上を対象とした終末処理場を持つ下水 道システムです。

県が事業主体となって、終末処理場、幹線管渠及び ポンプ場を整備し、それに接続する部分については関 連公共下水道として市町村が事業主体となります。

① 岩木川流域下水道の整備

流域の生活環境の改善を図り、水域の水質を保全するため、弘前市周辺の4市3町1村を対象に事業を行うものです。

全体計画は約919億円(処理場約543億円、管渠とポンプ場約376億円)の事業費を投入して昭和54年度から令和17年度までに190,480人の汚水処理を行うこととしています。第1期は終末処理場の建設とこれに見合う管渠の敷設を完了し、昭和62年4月より処理を開始しました。計画処理水量は、97,700㎡/日最大となっています。(表2-1-26)。

② 馬淵川流域下水道の整備

新井田川河口水域流総計画区域内で、下水道の整備が急がれる八戸市(西部)、六戸町、おいらせ町、五戸町の1市3町を対象に事業を行うものです。全体計画は510億円(処理場約262億円、管渠とポンプ場約248億円)の事業費を投入して昭和56年

度から事業に着手し、令和17年度までに62,770人の 汚水処理を行うこととしています。

第1期は終末処理場の建設とこれに見合う管渠の敷設を完了し、平成3年4月より処理を開始しました。計画処理水量は、 $25,907\,\mathrm{m}^2/$ 日最大となっています。(表2-1-27)。

表 2 - 1 - 25 公共下水道事業の計画と現況

(令和4年3月31日現在)

	行政人口		全体	計画		整備状況			
都市名	(住基台帳) (千人)	着工年度	処理面積	処理人口	整備面積	処理人口	普及率	供用開始 年度	備考
	4. 3. 31		(ha)	(千人)	(ha)	(千人)	(%)	十汉	
青 森 市	272. 8	S 27	6, 526. 7	211. 9	4, 443. 6	222. 0	81.4%	S 48. 4	(公共・岩木川流域関連公共)
弘 前 市	164. 8	S 37	4, 375. 4	122. 6	3, 660. 7	141.3	85. 7%	S 48. 6	(岩木川流域関連公共・特環)
八戸市	222. 2	S 31	4, 972. 6	161.0	3, 741. 9	146.8	66. 1%	S 53. 9	(公共・馬淵川流域関連公共)
黒 石 市	31.8	S 55	705. 0	16. 5	615.0	18. 1	57.0%	H元.4	(岩木川流域関連公共)
五所川原市	52. 1	S 49	802.0	21.0	608. 0	19. 4	37. 3%	S 59. 4	(公共・特環)
十和田市	59. 2	S 48	1, 978. 2	40.8	1, 737. 6	42. 4	71.7%	S 55. 8	(公共・特環・特環 (県事業))
三沢市	38. 2	S 63	1,822.0	35. 3	922. 4	27. 5	72.0%	H7.10	(公共)
むっ市	54. 4	H 6	1, 739. 0	31. 1	544. 2	11.7	21.5%	H12.10	(公共・特環)
つがる市	30. 5	H 3	505. 8	10. 2	444.8	9.0	29. 4%	H10.4	(公共・特環)
平川市	30. 3	S 57	982. 7	17. 7	888. 3	23. 7	78.0%	H2.10	(岩木川流域関連公共・特環)
平 内 町	10.3	H10	268. 0	4. 2	178.0	4. 3	41.1%	H18.4	(公共)
外ヶ浜町	5. 4	H 6	172. 9	1. 9	143. 9	2. 4	43.3%	H17.4	(公共・特環)
鯵ヶ沢町	9. 2	H 7	329. 0	3. 9	141.6	3. 0	32.4%	H14.4	(公共)
深浦町	7. 4	H10	56. 7	0.8	56. 7	0. 9	12.0%	H15.4	(特環)
藤崎町	14. 6	S 55	289. 0	6. 1	275. 0	7. 0	47. 7%	S 62. 4	(岩木川流域関連公共)
大 鰐 町	8.9	H 4	192. 9	3. 6	190. 9	4. 9	55. 4%	H11.4	(岩木川流域関連公共)
田舎館村	7. 5	S 56	311.0	5. 3	278. 6	6. 6	88. 1%	S 63. 4	(岩木川流域関連公共)
板 柳 町	12.8	H 2	428.0	6. 2	338. 7	7. 4	57. 6%	H9.4	(岩木川流域関連公共)
鶴田町	12. 1	H 4	290. 0	7.4	271. 5	5. 8	47.4%	H11.4	(公共)
七戸町	14.8	H 7	395. 9	3. 6	379. 1	5. 0	34. 2%	H14.4	(公共・特環)
六 戸 町	10. 9	S 62	449. 1	6. 2	416. 9	6. 4	59. 3%	H6.4	(馬淵川流域関連公共)
東 北 町	16.8	H 8	800.0	8.8	408. 9	7. 6	45. 2%	H14.3	(公共)
六ヶ所村	10.0	H 8	621. 2	10. 1	498. 7	8. 6	86. 7%	H14.4	(公共・特環)
おいらせ町	25. 2	S 61	676. 4	12. 3	615. 4	14. 8	58.6%	H4.4	(馬淵川流域関連公共)
大 間 町	4. 9	H 8	172.0	4.0	102. 7	2.8	57. 1%	H16.4	(特環)
東 通 村	6.0	H10	99. 0	1.7	69. 3	0.7	11.0%	H14.10	(特環)
佐 井 村	1.8	H10	36. 0	1. 3	36. 0	1. 1	60. 4%	H19.4	(特環)
三 戸 町	9. 4	H17	336.0	6. 3	124. 4	2. 5	26. 9%	H22.4	(公共)
五 戸 町	16. 3	H 7	361.0	6.0	240.0	6. 0	37. 2%	H13.4	(馬淵川流域関連公共)
南 部 町	17. 2	H17	214. 6	3. 1	165. 1	3.4	19.9%	H23.4	(公共) (特環)
階 上 町	13.0	H11	476.0	8. 5	147. 3	3. 5	26. 9%	H21.4	(公共)
新 郷 村	2. 3	H5	77. 0	1.3	77.0	1.2	51.7%	H10.4	(特環)
県 計	1, 233. 1	32市町村	31, 461. 1	780.8	22, 762. 2	767.8	62.3%		
市計	956. 3	10市	24, 409. 4	668.3	17, 606. 5	661.9	69.2%		
町 村 計	276.8	22町村	7, 051. 7	112.5	5, 155. 7	105.8	38.2%		

※行政人口には下水道計画がない町村(今別町・蓬田村・西目屋村・中泊町・野辺地町・横浜町・風間浦村・田子町)の人口を含む。

※行政人口及び処理人口は四捨五入をおこなったため、合計が合わないことがある。

資料:県都市計画課

表 2 - 1 - 26 岩木川流域下水道事業の概要

対象市町村	青森市、弘前市、黒石 大鰐町、田舎館村、板					
事業区分	全体計画	事業計画				
事業年度	昭和54年~令和17年度	昭和54年~令和7年度				
計画処理面積	7, 711ha	7, 409ha				
計画処理人口	190, 480人	214,070人				
計画処理水量	日最大89,200㎡/日	日最大97,700㎡/日				

資料:県都市計画課

表2-1-27 馬淵川流域下水道事業の概要

対象市町村	八戸市、六戸町、おいらせ町、五戸町									
事業区分	全体計画	事業計画								
事業年度	昭和56年~令和17年度	昭和56年~令和6年度								
計画処理面積	3, 123ha	2, 760ha								
計画処理人口	62,770人	65,360人								
計画処理水量	日最大26,283㎡/日	日最大25,907㎡/日								

資料:県都市計画課

(3) 農業集落排水の整備

① 農業集落排水事業実施状況について

令和 3 年度末現在で農業集落排水事業を実施しているのは、9 市13 町 4 村で表 2-1-28 のとおりです。

表 2 - 1 - 28 農業集落排水事業実施状況

(令和4年3月31日現在)

	士町井夕		地区名			生並料	美工左座	ウマケー	卅田左声	/
	市町村名		廾	地区名	合二	集落数	着工年度	完了年度	供用年度	備考
			牛	⊋Ł	館	4	H 4	H10	H 7	
			諏高	訪	沢田	2	H 5 H 5	H 8 H 9	H 9 H 9	
			同孫		内	1	H 7		H12	
			が入		内内	1	H 8	H11 H11	H12	
青	森	市					по Н8			旧主木士
			野細		沢蛄	2	H 9	H12	H13	旧青森市
			細	中亚	越	1		H14	H14	
			八野	幡	林	2	H10	H14	H15	旧油加加
			野桑		沢原	5 2	H13 H14	H18 H18	H17 H19	旧浪岡町
			采	漉	沢	1				
			邢		-		S 61	S 63	H元	
				丁	木	7	S 63	H 3	H 2	
			八		幡	3	H元	H 4	H 3	
			新		岡	2	H 2	H 5	H 5	
			藍虫		内已	1	H 3	H 4	H 4	
			東土	目力	屋促	10	H 5	H 9	H 8	
21	<u> 24-</u>	+	大京	久	保払	1 7	H 5	H 7	H 7	
弘	前	市	高白	+1-	杉	7	H 6	H11	H 9	
			鳥	井	野	3	H 7	H11	H 9	· ·
			船	-	沢士	8	H 9	H14	H13	×1 ×2
			並に	丁 申	木岩	0	H10	H10		3
			新	和鬼	楢	7	H12	H17	H16	
			新知	法宏新	師北	2	H12	H15	H16	
			裾	野 新 和	北	7	H14	H22	H20	₂₀ 1
			弥士	87	生	3	H27	H30	H29	※ 1
			市	野	沢士	1	H 3	H 6	H 5	
п	=	بل	白白	日	市空	2	H 4	H 7	H 6	
八	戸	市	島立	4=	守	9	H 6	H12	H12	_v ,
			永典	福	寺	3	H 7	H15	H10	× 1
EB	7	بل	豊士	111	崎	1	H16	H18	H18	※ 1
黒	石	市	大	Л	原田	2	H 6	H 8	H 9	
_	5C U R		梅		田	1	S 57	S 63	S 63	
Д.	所川原	Щ	藻		Ш	1	S 63	H 7	H 4	
			蒔		田	3	H11	H15	H13	
			切		田	5	S 62	H 2	H 2	
			深	darin 111	持	3	H 3	H 5	H 6	
			段	新 川	П	3	H 4	H 5	H 6	
			上	Ш	目	2	H 4	H 6	H 7	
			中		掫	1	H 5	H 8	H 9	
			赤虫		沼	2	H 5	H 9	H 8	
			中	1	渡	3	H 6	H 8	H 9	
			晴		Щ	2	H 6	H11	H11	
+	和 田	市	沢	\	田	8	H 7	H14	H13	
			小	沢	П	2	H 8	H12	H12	
			六日	日	町	2	H 8	H13	H12	
			切		田	0	H 9	H 9		
			洞		内	5	H12	H16	H15	
			法		量	4	H13	H17	H17	
			藤		島	2	H17	H20	H20	
			立		崎	1	H18	H21	H22	
			深	£ m + /*	持	0	H22	H22	_	% 3
				和田市総		0	H28	R3	-	※ 3
			Ξ	沢西	部	8	H 9	H13	H12	
三	沢	市	三三	沢東	部	5	H13	H20	H18	
			三	沢南	部	2	H20	H24	H25	
			Ξ	沢西	部	0	H23	H23		※ 3
			稲工		垣	6	S 55	H元	S 61	
			玉		稲	6	H 3	H 6	H 7	
			繁玉		穂	6	H 3	H 6	H 7	
			再		賀	6	H 4	H 8	H 8	
			車		力	1	H 6	H 9	H10	
			福	dorf :	原	3	H 6	H10	H11	
2	がる	市	下	繁	田	2	H 7	H 9	H10	
	., 5	.,,,	下	車	力	1	H 7	H 9	H10	
			桑	野 木	田	7	H 8	H14	H12	<u> </u>
			稲		垣	2	H 9	H13	H12	3
			牛		潟	2	H10	H14	H14	
			越		水	7	H13	H18	H17	
			再		賀	0	H26	H26	_	※ 3
			桑	野木	田	0	R元	R2	_	※ 3

市	町 村	名	地	区	名	集落数	着工年度	完了年度	供用年度	備考
			館		田	4	H 2	H 5	H 5	
			日		沼	2	H 4	H 7	H 7	
			大		坊	4	H 5	H 9	H 9	
			久		吉	1	H 6	H 9	H 9	
平	Ш	市	古		懸	1	H 8	H10	H11	
			松		崎	5	H 9	H13	H13	
			広		船	1	H10	H13	H14	
			館		田	0	H16	H16	_	※ 3
				川市総		0	R元	R4	_	※ 3
			薬	師	野	2	H 5	H 7	H 8	
平	内	町	外	童	子	1	H 5	H 7	H 8	
_	r i	м1	内	童	子	2	H 8	H10	H11	
			西	平	内	4	H11	H15	H16	
			長		平	1	H 4	H 6	H 7	
			種		里	1	H 7	H 9	H10	
鰺	ケ沢	町	中		村	3	H 7	H 9	H10	
			建		石	2	H10	H14	H15	
			南	浮	田	1	H10	H13	H14	
			杉	ケ	沢	1	S 60	S 61	S 62	※ 1
			田		代	1	S 60	S 63	H 2	※ 1
			大		白	2	H 2	H 5	H 6	
西	目 屋	村	村		市	3	H 6	H 9	H10	
	H /E	1.3	長		面	1	H 9	H10	H11	
			居	森	平	1	H10	H12	H14	W. 0
			田		代	0	H10	H12	_	※ 3
			杉	ケ	沢	0	H27	H28	_	% 3
			211-	榊	4-	2	S 59	S 63	H元	
			常	11. 4	盤	2	H元	H 4	H 5	
			久工	井	舘	1	H 6	H 7	H 8	
			中	野	目上	7	H 7	H11	H10	
藤	崎	町	水		木	2	H 7	H11	H12	
			福中		富	2	H10	H14	H15	
			中		島	3	H11	H15	H14	W 1
			林	desh.	崎	1	H15	H18	H18	※ 1
			علام	榊	pierr-	0	H17	H18	_	※ 3
ITT	A M+	4-4	常曲		盤	0	H23	H24		※ 3
田	舎館	村	豊	±in ≠	蒔	2	H 4	H 7	H 7	
+u:	#tiin	町	板飯	柳東	部田	9	H14	H19	H18	I
板	柳	шЛ	飯	kiin rh	田	1 7	H15	H19	H18	※ 1
			板	柳中	央	7	H17	H25	H21	※ 2
			菖	蒲	Ш	1	S 63	H 2	H 3	
			枟	境	\u0	2	H 5	H 8	H 9	
鶴	田	町	梅上		沢三	4 2	H 8 H15	H13 H20	H11 H19	
			1		-	4	1110	1120	1119	※2、一部
			水		元	10	H18	R5	H22	
rt-	Staffer	III-ye	ath-				11.0	T.T.1.0	11.0	供用
中	泊	町	豊中	m2	岡	3	H 6	H10	H 9	
七	戸	町	中	野	西	2	H11	H14	H15	
			四	ケ	村	7	H14	H17	H18	
			金上		矢云	1	H 5	H 8	H 8	
六	戸	町	七网		百	2	H 6	H 9	H 9	
			岡六		沼戸	1	H 9	H12 H30	H13	W 3
			六五	1	木	0	H29 H 5	H 8	H 9	※ 3
横	浜	町	百百	目	木木	0	Н5 Н28	H 8 H29	119	% 3
			甲	H	地	1	H 4	H 7	H 8	/A, O
			千		曳	3	Н 9	H13	П о Н13	
東	北	町	菩菩	提	专	3 1	H 12	H15	H16	
			声東	北	町	0	H29	H30	- 1110	※ 3
			古	間木	山	1	H 7	H13	H12	/A U
お	いらせ	町		いらせ町は		0	R 3	R 5	1114	% 3
			新	城	平	1	H 4	H 5	H 6	,,,,
			77	-744	又	1	H 5	H 7	H 8	
六	ケ所	村	出		F	1	H 7	H 9	H10	
	, ,,,,,	, ,	千		樽	1	H 9	H10	H11	
			Ė		鎖	2	H10	H13	H14	
			中	市 浦	田	2	S 54	S 62	S 61	
			右	. ,,,,,	沢	1	H 5	H 8	H 7	
_	_	Dive	又		重	7	H 8	H12	H13	
五.	戸	町	中	市 浦	田	0	H12	H13	_	※ 3
			倉	石東	部	6	H14	H17	H16	"
				方浦田・石		0	H25	H26	_	※ 3
			苫	*	地	1	H 6	H10	H10	
			下	名久	井	3	H 8	H13	H12	
-1-	部	町	片		岸	1	H10	H12	H13	
南	-14	,	福		田	4	H14	H19	H20	
南										1
南			E	名 久	井	3	HIb	T120	L L 19	
南新	郷	村		名 久	趙	2	H15 H10	H20 H13	H19 H14	
新	郷 計26市町	_	上 西	名 久 2 3 処理	越		H15 H10	H13	H14	

^{※1} 八戸市の永福寺と豊崎、藤崎町の林崎と板柳町の飯田、弘前市の船沢と

資料: 県農村整備課

弥生、西目屋村の杉ヶ沢と田代は1処理区 ※2 板柳中央地区と水元地区についてはそれぞれ1期事業と2期事業、十和 田市総合は1期事業~3期事業で実施

^{※3} 既処理区の機能強化事業であり、集落数は追加集落数

② 農業集落排水事業整備状況について 令和3年度末現在で農業集落排水事業の整備状況

は表 2-1-29のとおりで、本県の農業集落排水施設の整備率は8.1%です。

表 2 - 1 - 29 農業集落排水事業実施状況

(令和4年3月31日現在)

市町村名	行政人口 (人)	農業集落排水整備人口 (人)	整備率 (%)
青 森 市	272, 752	6, 207	2. 3
弘 前 市	164, 831	19, 683	11. 9
八戸市	222, 173	4, 310	1.9
黒 石 市	31, 824	108	0.3
五所川原市	52, 104	1, 777	3. 4
十和田市	59, 201	6, 897	11. 7
三沢市	38, 185	4, 482	11. 7
むっ市っかる市	54, 364	0	_
つがる市	30, 525	12, 029	39. 4
平川市	30, 336	6, 171	20. 3
平内町	10, 332	1, 477	14. 3
今 別 町	2, 375	0	_
蓬 田 村	2, 625	0	_
外ヶ浜町	5, 664	0	_
鯵ヶ沢町	9, 156	1, 476	16. 1
深浦町	7, 421	0	_
西目屋村	1, 289	1, 289	100.0
藤崎町	14, 627	7, 137	48.8
大 鰐 町	8, 900	0	
田舎館村	7, 529	677	9.0

市町村名	行政人口 (人)	農業集落排水整備人口 (人)	整備率 (%)
板 柳 町	12, 837	4, 187	32. 6
鶴田町	12, 144	5, 267	43.4
中 泊 町	10, 166	940	9. 2
野辺地町	12, 526	0	_
七戸町	14, 769	861	5.8
六 戸 町	10, 867	1, 546	14. 2
横浜町	4, 302	244	5. 7
東北町	16, 789	941	5. 6
六ケ所村	9, 965	732	7. 3
おいらせ町	25, 230	3, 430	13. 6
大 間 町	4, 890	0	_
東 通 村	6,006	0	_
風間浦村	1, 728	0	_
佐 井 村 三 戸 町	1, 777	0	_
	9, 353	0	_
五戸町	16, 260	2, 263	13. 9
田子町	5, 084	0	
南部町	17, 160	5, 665	33. 0
階 上 町 新 郷 村	13, 006	0	_
新 郷 村	2, 272	266	11. 7
県 計	1, 233, 344	100, 062	8. 1

(注1)整備率=整備人口/行政人口

(注2) 青森県汚水処理施設整備構想 (第4次H28.7) では、令和7年度末の農業集落排水整備率を9.3%とする計画

資料:県農村整備課

(4) 漁業集落排水の整備

令和3年度末現在の漁業集落排水の整備を実施しているのは、2市4町2村で表2-1-30のとおりです。

表2-1-30 漁業集落排水の整備状況

(令和4年3月31日現在)

市町村名	行政人口 (人)	地区名	漁業集落排水 整備人口 (人)	供用開始 年度	普及率 (%)
		田野沢	304	H21	
 深浦町	7, 421	北金ヶ沢	1, 198	R 2	25. 0
休佣叫	1,421	黒崎	162	H8	25.0
		大間越	189	H9	
五所川原市	54, 104	十三	577	H11	1. 1
中泊町	10, 166	下前	571	H13	5. 6
		茂浦	319	H12	
平内町	10, 322	東田沢・白砂	538	H16	17.8
		清水川	977	R1	
むつ市	E4 264	九艘泊	52	H12	0. 3
المرجى	54, 364	寄浪・蛸田	105	H18	0. 3
		牛滝	89	H9	
<i>I+</i> -++++	1 777	福浦	91	H13	10. 7
佐井村	1, 777	長後	62	H14	19. 7
		磯谷	107	H17	
		尻屋	277	H13	
東通村	6,006	白糠	1,682	H17	45.0
		小田野沢	741	H22	
階上町	13, 006	大蛇	812	H11	6. 2

資料: 県漁港漁場整備課

19 し尿及び浄化槽汚泥処理の状況

し尿及び浄化槽汚泥の処理は、ごみ処理とともに生活環境保全を図る上で重要ですが、水洗便所の普及や化学肥料の使用等により、農地に還元されなくなったことから、その衛生的な処理が必要となります。

し尿処理人口は表 2-1-31のとおりで、令和 2 年度における本県の水洗化率は87.8%となっており、下水道

等の普及が遅れているため、依然として全国値(令和2年度で95.6%)と比べて低い状態にあります。

令和2年度における排出量は、し尿が114,499kLで、 浄化槽汚泥が298,744kLの計413,243kLで、し尿排出量が 減少しています。

また、処理状況の内訳は表2-1-32のとおりで、収集されたし尿、浄化槽汚泥は、し尿処理施設で処理されています。

表2-1-31 し尿処理人口

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画処理区域内人口(総人口) (人)	1, 340, 999	1, 326, 320	1, 311, 137	1, 295, 328	1, 278, 713	1, 263, 133
水 洗 化 人 口 (人)	1, 162, 339	1, 153, 474	1, 134, 227	1, 139, 842	1, 136, 015	1, 109, 637
公共下水道人口(人)	693, 277	693, 156	690, 176	697, 258	700, 538	695, 298
コミュニティプラント人口 (人)	0	921	3, 572	3, 467	3, 324	0
净 化 槽 人 口 (人)	469, 062	459, 397	440, 479	439, 117	432, 153	414, 339
うち、合併処理人口 (人)	212, 488	202, 412	195, 330	197, 043	193, 060	194, 314
非 水 洗 化 人 口 (人)	178, 660	172, 846	176, 910	155, 486	142, 698	153, 496
計画収集人口(人)	178, 660	172, 846	176, 910	155, 486	142, 698	153, 496
自家処理人口(人)	0	0	0	0	0	0
水 洗 化 率 (%)	86. 7	87. 0	86. 5	88.0	88.8	87.8

^{※「}うち合併処理人口」には、合併処理浄化槽人口、農業集落・漁業集落排水処理施設人口を含む。

資料: 県環境政策課

表2-1-32 し尿処理の内容

									平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
Ц	又	集	(排	i	出)	量	(kL)	429, 661	432, 594	422, 588	422, 243	417, 089	413, 243
	L						尿	(kL)	140, 999	132, 340	127, 443	125, 714	118, 492	114, 499
	浄	· /I	4	慒	Ì7	5	泥	(kL)	288, 662	300, 254	295, 145	296, 529	298, 597	298, 744
夂	几		理	!			量	(kL)	429, 622	432, 594	422, 588	422, 243	417, 089	413, 243
	L	尿	処	理	!	施	設	(kL)	429, 662	432, 594	422, 588	422, 243	417, 089	413, 243
	メ	タ	ン	化	î	施	設	(kL)	0	0	0	0	0	0
	下	力	ς ;	道	找	ī. Z	入	(kL)	0	0	0	0	0	0
	海		洋		投		入	(kL)	0	0	0	0	0	0
	農		地		還		元	(kL)	0	0	0	0	0	0
	そ		(の			他	(kL)	0	0	0	0	0	0
	自		家		処		理	(kL)	0	0	0	0	0	0
身	ŧ	水	洗	化	,	人	П	(人)	178, 660	172, 846	176, 910	155, 486	142, 698	153, 496
消	争	化	槽	i _	人		П	(人)	469, 092	459, 397	440, 479	439, 117	432, 153	414, 339
1	1 人	. 1 日	当た	りし	尿	排出	量	(L/人目)	2. 16	2. 10	1. 97	2. 22	2. 27	2.04
1	1 人	1 日当	たり浄	化槽	事汚》	尼排出	量	(L/人目)	1. 68	1. 79	1.84	1.85	1.89	1. 98

^{※1}人1日当たりし尿排出量=し尿排出量×1,000÷非水洗化人口÷365又は366

資料: 県環境政策課

[※]水洗化率(%)=水洗化人口÷計画処理区域内人口×100

[※]人口には、外国人人口を含んでいる。

^{※1}人1日当たり浄化槽汚泥排出量=浄化槽汚泥排出量×1,000÷浄化槽人口÷365又は366

20 浄化槽整備の推進

家庭からの生活排水の処理について、公共下水道などの集合処理になじまない地域は、浄化槽の整備が進められています。

令和2年度末における浄化槽の設置基数は113,092基となっています。

浄化槽は、小規模(処理対象人員500人以下)のものが多く、特に家庭に設置されている施設の中には維持管理が十分でないものも見受けられ、施設数の増加と相まって、放流水による公共用水域の水質汚濁等の問題が生じるおそれがあり、これを防止するために浄化槽の適正な維持管理等の実施について指導を行っています。

また、し尿と生活雑排水を併せて処理できる合併処理 浄化槽の普及推進を図っており、平成3年度にはこのた めの県費補助制度を創設し、令和3年度には382基の整備に対して助成を行いました。

21 浄化槽法定検査

浄化槽管理者は、指定検査機関(一般社団法人青森県 浄化槽検査センター)が行う使用開始3か月経過後の第 7条検査及び年1回の第11条検査を受けることが義務付 けられています。

令和2年度*1の第7条検査の実施率は100%*2 (受検件数1,637件)、第11条検査の実施率は48.0% (受検件数53,304件)となっています。今後も法定検査の受検率の向上を図っていくこととしています。

※1 集計作業の都合により令和2年度の結果を記載している。※2 第7条検査は、使用開始後3か月~8か月の間に行うため、年度を跨ぐことにより見かけの実施率が下がることがある。

第2節 優れた自然環境の保全とふれあいの推進

1 自然保護

本県の豊かな自然を保護し、後世に永く伝えるため、優れた自然景観を有する自然公園として、十和田八幡平国立公園や三陸復興国立公園、下北半島国定公園、津軽国定公園のほか、県立自然公園として浅虫夏泊等の7か所が指定されています。

また、青森県自然環境保全条例に基づき、然ヶ岳県自然環境保全地域等の9つの県自然環境保全地域、白萩平県開発規制地域等の4つの県開発規制地域及び愛宕山県緑地保全地域等の10の県緑地保全地域を指定してきました。

さらに、主要な鳥類の生息地及び渡来地は、5つの国 指定鳥獣保護区及び83の県指定鳥獣保護区を指定して保 護に努めています。

県民の森梵珠山地区については、昭和43年以来身近な自然に触れ合う場として整備を進めてきましたが、平成4年7月に県立自然ふれあいセンターが開館して、より一層の充実強化が図られています。

平成5年12月には白神山地が世界遺産として登録され、本県の自然環境の素晴らしさが評価されました。

国(環境省)は、白神山地の調査研究、保護管理の拠点施設として、白神山地世界遺産センター西目屋館を平成7年度から整備し、平成9年4月に開館しました。

県においても、これに併設する形で情報提供、体験学習、普及啓発等の機能を持つ「白神山地ビジターセンター」を平成7年度から整備し、平成10年10月に開館しました。これにより、白神山地の適正な保護管理等及び自然保護に関する普及啓発が格段に推進されることとなりました。

平成25年度には、白神山地が世界遺産登録から20年目を迎え、記念事業を始めとする啓発活動などにより、白神山地の価値と魅力や地域文化などを広く紹介しました

2 自然保護の基本方針

自然は、本来自らの損傷を復元し、浄化する能力を持っていますが、その限度を超えた破壊や汚染が進むと、自然の微妙な仕組みと調和は至るところで破られ、自然から受ける有形無形の恩恵が失われることになります。

本県の豊かな自然を保護し、後世に永く伝えるため、 優れた自然の景勝地は、自然公園や自然環境保全地域等 として、また、主要な鳥獣類の生息地及び渡来地は鳥獣 保護区等として、保護・保全区域の指定をしてきたとこ ろです。

今後とも世界遺産である白神山地等の優れた自然の保護施策を進めていくこととしています。

3 自然環境の保全対策

(1) 自然環境保全地域等

① 国自然環境保全地域の指定

白神山地は、面的な広がりをもつブナ天然林として優れた自然状態を保っていることから、平成4年7月10日、国の自然環境保全地域に指定されました。

指定面積は、14,043ha (青森県側9,707ha、秋田 県側4,336ha) となっています。

② 県自然環境保全地域等の指定

青森県自然環境保全条例に基づき、優れた自然環境を保全することが特に必要な地域を県自然環境保全地域に準ずる良好な自然環境を有している地域等で、地域の開発を規制することにより自然環境の保全に努めるべき地域を県開発規制地域、さらに市街地又は集落地等において保全すべき緑地を県緑地保全地域として指定することとしています。令和3年度末におけるこれらの

指定地域は、県自然環境保全地域が9地域、県開発 規制地域が4地域、県緑地保全地域が10地域となっ ています(資料編表34)。

③ 地域内の保全措置等

地域内の巡回、標識等の設置を行うとともに、白神山地世界遺産地域に白神山地世界遺産地域巡視員を6名配置し、また、然ケ岳県自然環境保全地域など9地域に自然保護指導員を81名配置して、当該地域の保全に努めています。

(2) 自然公園

① 自然公園の現況

本県は雄大な火山等からなる八甲田山岳地帯、変化に富む海岸地形の連なる種差海岸、西海岸及び下北半島西海岸地帯、そして複式カルデラ湖として全国的に有名な十和田湖等多種多様なすぐれた自然美を豊富に有し、全国的にも自然景観に恵まれた地域です。

表2-1-33 自然公園の概況

(令和4年3月31日現在)

	区分等	区分等		区分等			保 護 規 制 別						
			指定 年月日	面積			普通						
公園名		_	十八 日		特別保護地区	第1種	第2種	第3種	計	地域			
				ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha			
国立公園	十和田八幡	平	S11. 2. 1	38, 358	9, 903	7, 373	8, 693	8, 675	34, 644	3, 714			
国立公園	三 陸 復	興	H25. 5. 24	2, 423	-	68	149	2, 156	2, 373	50			
	小	計		40, 781	9, 903	7, 441	8,842	10, 831	37, 017	3, 764			
	下 北 半	島	S43. 7. 22	18, 641	1, 798	2, 327	4,000	10, 284	18, 409	232			
国定公園	津	軽	S50. 3. 31	25, 966	1,685	2, 459	6, 171	14, 582	24, 897	1,069			
	小	計		44, 607	3, 483	4, 786	10, 171	24, 866	43, 306	1, 301			
	浅 虫 夏	泊	S28. 6. 10	4, 964	-	73	157	597	827	4, 137			
	大鰐碇ヶ関温	泉郷	S28. 6. 10	6, 730	-	47	265	2,008	2, 320	4, 410			
	名 久 井	岳	S31. 10. 25	1,076	-	15	41	998	1,054	22			
県立	芦 野 池 沼	群	S33. 10. 14	612	-	-	351	140	491	121			
自然公園	黒 石 温 泉	郷	S33. 10. 14	5, 100	-	122	83	1,440	1,645	3, 455			
	岩 木 高	原	S33. 10. 14	2, 587	-	7	99	546	652	1, 935			
	津 軽 白	神	S56. 7. 7	5, 341	-	715	2, 312	1,879	4, 906	435			
	小	計		26, 410	-	979	3, 308	7,608	11, 895	14, 515			
	計			111, 798	13, 386	13, 206	22, 321	43, 305	92, 218	19, 580			

※十和田八幡平国立公園及び三陸復興国立公園の面積は、本県側の面積である。

資料:県自然保護課

自然公園の指定は、令和4年3月31日現在、国立公園2か所、国定公園2か所及び県立自然公園7か所が指定されています。その面積は111,798haで県土面積の11.6%を占めています。

令和 4 年 3 月 31 日現在における自然公園の概況は、表 2-1-33 のとおりです。

② 自然公園の管理及び保護

ア 公園の管理等体制

国立公園の管理のために、環境省は東北地方環

境事務所十和田八幡平国立公園管理事務所(十和 田湖畔休屋地区)及び八戸自然保護官事務所(八 戸市)を設置しています。

県は、むつ市、鰺ヶ沢町にそれぞれ自然保護課 駐在員を配置して下北半島、津軽国定公園、各県 立自然公園の管理を行っています。

また、環境省は自然公園を保護し、利用の適正 化を図るため自然公園指導員の制度を設けてお り、本県には45名が配置されています。

イ 公園内の行為規制

自然公園関係法規により、自然公園の景観を保護するため自然公園内にその保護の必要性に応じて特別地域及び特別保護地区を指定しており、この地域及び地区内における工作物の新築、土石の採取等の風致景観を損なうおそれのある一定の行為には許可を要するほか、普通地域においても届出が必要となっています。令和3年度の許可等の処理件数は163件です(資料編表30)。

ウ 公園内の美化対策

国立公園内の主要利用地域において利用者が投棄するごみの処理対策として、一般社団法人十和 田湖国立公園協会に委託して清掃事業を実施しま した(資料編表31)。

国定公園については、関係市町村に委託して清 掃事業を実施しました(資料編表31)。

エ 公園内の保護対策

高山植物の保護を図るために、盗掘防止合同パトロールを実施しました。

③ 自然公園の公園計画の見直し

自然公園を取り巻く自然的・社会的条件の変化に 対応するため、自然保護の強化を基調として公園計 画の見直しを進めています。

(3) 自然保護の啓発

① 啓発の基本方針

本県には美しい自然が豊かに現存していますが破壊された自然の復元は極めて困難とされています。 このため、県民一般の自然保護意識の高揚を図る ことによって、自然の破壊を防止することは重要な意味を持っています。

昭和50年7月に告示した青森県自然環境保全基本 方針は、「自然環境の保全について、県民の関心を 高め、理解を深め、自然に対する愛情と公徳心の育 成を図るため」として、次の方策を掲げています。

ア 自然に親しむ県民運動の展開

- イ 県民の森、野鳥の森、自然探勝道等の利用の促進
- ウ 自然保護団体の育成指導
- エ 各種広報媒体による趣旨の徹底

県は、この基本方針に基づき毎年諸行事を開催してきたところですが、広く県民に呼びかけ、各方面から多数の人々が参加できるよう配慮して実施することとしています。

② 自然保護啓発拠点施設

ア 白神山地ビジターセンター

a 施設の概要

設置場所:中津軽郡西目屋村大字田代字神田61 -1

主たる施設

- ・大型映像施設:世界遺産白神山地の自然を広 く映像により疑似体験してもらうもので、約 200人を収容
- ・展示施設:人と自然との共生をテーマとして、ブナを中心とした自然環境とマタギの生活文化の紹介
- ・展示林:ブナを主体とした植物により白神山 地を想起させる森林空間の創出

b 管理運営

青森県森林組合連合会(指定管理者)

- c 体験による普及啓発等 白神山地ふれあい促進事業(主催行事)
 - ・自然体験:白神山地のフィールドにおける自 然観察会や、自然保護の考え方を育むための 白神トレッキングの開催
 - ・文化継承:白神山地の自然について、講義形式によるネイチャースクールの開催。さらに、白神山地の自然のパネル紹介による自然に対する理解を深めるためのネイチャークラフトの開催
 - ・情報発信等:インターネットホームページに よる白神山地の情報の発信。情報誌白神山地 ビジターセンターだよりの発行

d 利用状況

年度	H26	27	28	29		
入館者数	56, 959	56, 752	49, 271	55, 534		
年度	30	R1	2	3		
入館者数	50, 623	47, 355	21, 468	26, 588		

(開館:平成10年10月24日)

③ 奥入瀬渓流エコツーリズムプロジェクト

奥入瀬渓流エコツーリズムプロジェクトは、奥入瀬渓流の環境保全に資する活動やマイカー交通規制中の関連活動を通して、環境保全の理解浸透を図り、奥入瀬渓流の永続的な保全と、自然環境を活かした当該地域の地域振興・観光振興を図ることを目的として、平成20年から官民一体となって展開しています。

令和元年度は、10月24日(木)~27日(日)の連続4日間、マイカー交通規制を実施しました。10月26日(土)、27日(日)の2日間は「奥入瀬渓流エコロードフェスタ」を併催し、マイカー交通規制に合わせ、渓流ボランティアガイドウォーク等の活動

を行いました。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度と令和3年度は「奥入瀬渓流マイカー交通規制」及び「奥入瀬渓流エコロードフェスタ」の実施を中止しました。

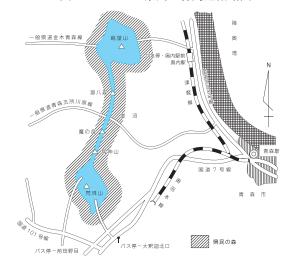
(4) 県民の森の管理等

① 県民の森創設以来の動向

青森県民の森は、昭和43年に明治百年記念事業の一環として、県を代表するブナ林とヒバ林を保護し、永く後世に残し伝えるとともに、これを広く県民の保健休養施設として開放し、県民の資質の向上と郷土愛のかん養を図ることを目的に、梵珠山及び眺望山の一連の地帯に設定されたものです(図2-1-9)。土地所有別面積は表2-1-34のようになっており、当初から青森市浪岡大釈迦の梵珠山地区を県が、青森市内真部眺望山地区を青森森林管理署がそれぞれ管理運営しています。県が管理する梵珠山地区は、昭和48年度にビジターセンターの完成を待って県民の利用に開放しました。

以来、現在に至るまで、山腹等崩壊箇所の修復工事や土砂流出防止対策等の安全確保に関する諸工事を実施する一方、登山道の整備やトイレ、あずまや、キャンプ場の設置等で利用者の利便を図ってきた結果、年間約5万人が訪れています。また、平成4年度県民の森梵珠山いきものふれあいの里整備事業により「県立自然ふれあいセンター」が設置され、「四季を通して自然ふれあいの機会提供による自然保護思想の普及」を目的として管理運営に当たっています。[資料:表2-1-34から表2-1-36県自然保護課]

図2-1-9 県民の森周辺概略図



資料:県自然保護課

表2-1-34 県民の森土地所有面積

(単位:ha)

所有別	梵珠山地区	連絡地帯	眺望山地区	小計
国有林	234	237	896	1, 367
県有林	201	0	0	201
民有林	105	0	0	105
計	540	237	896	1, 673

② 県民の森の概況

ア 県民の森梵珠山の自然環境

梵珠山地区は、日本海型ブナ天然林がその大半を占めており、多種多様な植物が生育するとともに、野生鳥獣の繁殖、採餌及び隠れ場となっています。

a 植物

山腹の肥沃な土壌には、ミズナラ・ブナ林が 見られ、急峻で乾燥した尾根筋にはヒバ林が見 られます。また、沢沿いには、トチノキ・サワ グルミ林が、さらに湿地では、ミズバショウ、 エゾハンノキの群落が見られます。早春には、 ブナの林床一面に、カタクリ、キクザキイチン ソウが咲き乱れ、このほかにシロバナエンレイ ソウ、スミレサイシン、キバナアキギリ、ヒョ ウノセンカタバミ、サイハイランが確認される など、植生の多様なことを示しています。

b 鳥 類

梵珠山地区には、ベニマシコ、アトリ、ゴジュウカラ、シジュウカラ、ヒガラ、ツツドリ、カッコウ、アカゲラ、アオゲラ、コゲラ、アオバト、クロツグミ、アカハラ、トラツグミ、キレンジャク、ヤマドリ、アカショウビンなど多くの鳥類の生息が確認されており、この地区が安定した森林生態にあることを裏付けています。

c 哺乳類

梵珠山地区には、ニホンカモシカ、ホンドタヌキ、ニホンアナグマ、ホンドテン、ホンドイタチ、ヤマネ、トウホクノウサギ、ニホンリスなどの森林性の獣の代表的なものが生息しており、特にニホンカモシカの生息は注目に値します。

イ 施設等の概要

主たる施設は自然ふれあいセンターを中核とした表 2-1-35のとおりです。これらの施設は、「四季を通して、自然とのふれあいの機会を提供し、自然保護思想の普及を図る拠点」と位置付け、センター事業や利用者による自主的な活動に活用されています(自然ふれあいセンターの利用状況は表 2-1-36のとおり)。

a 管理運営

青森県森林組合連合会(指定管理者)

- b センター事業 (主催行事等)
 - ・自然体験事業:センター周辺における日曜 観察会、体験学習や自然保護意識を育むた めの自然教室等の開催
 - ・文化継承事業:動植物等の写真展、自然に 関する講演会・調査研究発表会、自然素材 を使ったクラフト教室等の開催

表2-1-35 県民の森の主要施設表

	名		称		規模等		備考
自多	然ふれ	あい	セン	ター	木造平屋建	996. 4 m²	
入	山	指	導	所	木造平屋建	25. 9 m²	
東				屋	1棟、木造平屋建	12. 3 m²	
休		憩		舎	1棟、木造平屋建	37. 5 m²	
公	衆		便	所	2棟、木造	52. 0 m²	
自	然	観	察	路		6,650m	4路線
避	難		小	屋	木造平屋建	13 m²	
駐		車		場		3, 010 m²	2か所
車				庫	木造平屋建	$50\mathrm{m}^2$	
キ	ヤ	ン	プ	場	1か所		

表 2-1-36 自然ふれあいセンター利用状況

年度	H26	27	28	29
入館者数	39, 497	38, 062	38, 098	38, 275
年度	30	R1	2	3
入館者数	37, 141	37, 216	22, 848	22, 878

(開館:平成4年7月3日)

第3節 森林の保全と活用

1 社会全体で支える森林整備の推進

二酸化炭素を吸収する森林は、地球温暖化の防止に重要な役割を担っていますが、その機能を十分に発揮させるためには、間伐や再造林などの森林整備を適切に実施することが重要です。しかし林業採算性が低位で推移している現状では、森林所有者の負担が多く、思うように進まない状況にあります。

このため、森林整備を社会全体で支える仕組みづくり に向けて、次の取組を行っています。

- ・県が経営する森林において、J-クレジット制度に より発行したクレジットを企業等に販売し、得た収 入で森林整備を進める取組を普及・推進します。
- ・企業が社会貢献の一環として行う森林整備活動を支援・推進するため、森林情報の提供や森づくりのアドバイス、森林所有者とのマッチングなどを行います。

2 間伐及び再造林の推進

青森県森林・林業基本方針の基本理念となっている緑豊かな森づくりと森林資源の循環利用を図るため、森林吸収源対策としての間伐の推進と、青い森再造林推進プランに基づいた再造林の取組を進めています。

間伐の推進では、これまで、列状間伐と林内路網整備のモデル林を設定、さらにモデル林を中心とした団地化、森林所有者への説明会や個別訪問等の実施により、 経費負担が少ない低コスト間伐の推進に取り組んできました。

また、再造林の推進では、作業の省力化につながるコンテナ苗の導入や、伐採や搬出までの一連の作業を連続して行う「一貫作業システム」の普及や再造林に取り組む先導的な林業事業体の育成、青い森づくり推進機構との連携による経費への助成などにより、再造林の推進に取り組んでいます。

3 県産材の利用促進

間伐などで伐採された県産材を積極的に利用することは、「植える」 \rightarrow 「育てる」 \rightarrow 「収穫する」 \rightarrow 「利用する」 \rightarrow 「また植える」という、「森林の循環」をつくり、資源循環型社会の構築と地球温暖化防止に大きく貢献します。

このため、青森県森林・林業基本方針に基づき、次の取組により県産材の利用促進を行っています。

- ・ホームページやSNS等の活用、県産材及び県産材住 宅のPR動画やウェブカタログの提供、地産地消情報誌 の作成支援により、県産材に関する情報を発信しま す。
- ・施設整備に県産材を利用した企業等を県が認定する制度を設けるほか、建築士や建築主(企業等)を対象とした現地勉強会等を開催し、民間商業施設における県産材利用を推進します。

4 松くい虫等被害対策

松くい虫やナラ枯れ被害は、被害の原因となるマツノザイセンチュウやナラ菌を、媒介昆虫であるマツノマダラカミキリやカシノナガキクイムシが運ぶことによって広範囲にまん延することから、被害の拡大を防ぐため、被害木の徹底駆除とともに、監視体制の強化が重要です。

このため、県内全域において、巡視員等による巡視活動やマツノマダラカミキリの生息調査、各種広報媒体を用いた枯死木等の情報提供の呼びかけや住民理解の醸成などに取り組み、被害木の早期発見に努めています。

また、被害が発生している地域においては、4月から6月までを「松くい虫被害防除対策強化期間」、9月を「ナラ枯れ被害調査強化月間」に設定し、地上からの目視のほか、航空写真や県防災へリコプター、ドローンによる上空からの探査を行うなど、監視体制を強化しています。

今後も、これらの取組を継続しながら、発見した枯死 木等については、伐倒・くん蒸処理等を徹底することで、 被害の拡大を最小限に食い止めることとしています。

第4節 里地里山や農地の保全と環境公共の推進

1 農地の保全

農地は、私たちに食料を供給する生産の場であるとともに、動植物が生息する場や自然の恵みにふれあえる体験学習の場となっているほか、緑や水辺がつくる心やすらぐ農村景観を形成するなど、重要な役割を果たしています。

一方、農業者の高齢化や担い手の減少などにより、遊休農地の発生や、農地が持つ様々な機能の低下が懸念されています。

このことから、「地域の農地は地域が守る」という理 念のもと、農地の持つ様々な機能を維持・保全していく ため、集落単位での話合いや意識啓発による農地の有効 活用の促進など、遊休農地の発生防止・解消に向けた取 組を総合的に支援しています。

2 多面的機能の維持・発揮

農業・農村は、国土保全、水源かん養、景観形成等の 多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享 受しています。

しかしながら、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。

このため、平成26年度に創設された多面的機能支払制度を活用し、水路の泥上げや農道の砂利補充等の地域資源の基礎的保全活動、水路・農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

地域では、次のような共同活動に取り組みます。

- ・農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の砂利補充等 の地域資源の基礎的保全活動
- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽活動やため 池の外来種駆除等の農村環境保全活動
- ・水路のひび割れ補修や農道の窪みの補修等の施設の 長寿命化のための活動

3 環境にやさしい農業の推進

近年、環境保全に対する意識が高まっている中で、農業 分野においても化学合成農薬や化学肥料の低減など、より 環境に配慮した生産方式への転換が求められています。

このため、化学合成農薬や化学肥料を通常の半分以下 に低減して栽培した特別栽培農産物の認証や技術開発な どにも幅広く取り組み、「環境にやさしい農業」の普及 を図っています。

また、「有機農業推進法」に基づく本県の推進計画と 位置付けている第3期「日本一健康な土づくり」推進プラン(令和4年3月)に基づき、健康な土づくりを基本 とした「環境にやさしい農業」の一層の拡大に取り組ん でいます。

さらに、バイオマスの利活用に向けて「第4次青森県循環型社会形成推進計画」(令和3年3月)に基づき、地産地消型の循環型社会の形成に取り組んでいるほか、 農山漁村に新たな付加価値を創出し、雇用と所得を確保する「6次産業化」の視点等を取り入れながら地域循環システムづくりに取り組んでいます。

4 冬の農業の推進

冬の農業は、寒さや雪、バイオマスなど地域にある資源を積極的に活用して、安全で安心な農産物の生産や加工品づくりなどを行うことによって冬期間の働く場の確保や所得の向上を図る本県独自の施策です。

県では、栽培技術研修会や省エネ設備・資材の展示会の開催などに取り組んでいます。

県内では、無加温ハウスで、厳冬期にほうれんそう、こまつななどを寒さにあてることによって栄養価を高める寒じめ栽培や、温泉熱、木質バイオマス、ヒートポンプなどを活用した加温栽培によるミニトマトやいちご、アルストロメリア等の栽培が行われています。

5 グリーン・ツーリズムの推進

緑豊かな農山漁村に滞在し、自然、文化、そこに住む 人々との交流を楽しむグリーン・ツーリズムへの関心が 高まっています。

県では、グリーン・ツーリズムの推進に向け、これまで造成してきた青森ならではの魅力的な体験メニューについて、ウェブを活用した情報発信や販売強化に向けた研修会の開催、特集ページの作成及び体験メニューのモデル販売を実施するとともに、旅行エージェントや県内外の学校関係者等への誘客活動の強化や各受入団体間の連携による広域での受入れのほか、農林漁家民宿の確保、新型コロナウイルス感染症対策の研修会の開催などに取り組んでいます。

6 地域づくりの新しいかたち ~あおもり発! 「環境公共」の推進~

県では、平成20年度より農林水産業や農山漁村の基盤づくりを通じて地域の環境を守る「環境公共」を推進しており、「環境公共」の基本的な考え方などを定めた「あおもり環境公共推進基本方針」に基づき、これまで県内20モデル地区での実践・検証で得られたノウハウや知見などを県内の他地区へ提供したほか、「全国環境公共セミナー」の開催などにより、その普及・定着に努めてきました。

平成21年度からは、「環境公共」の取組を全県に広げ、 県内各地で各地区の環境公共推進協議会が主体となっ て、環境の保全・再生を図る活動が行われています。

第5節 野生動植物の保護・管理

1 鳥獣保護管理及び狩猟

(1) 鳥獣保護管理等の現状

野生鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の一つで、豊かな自然環境を維持していく上で必要不可欠な役割を果たしています。一方で、ニホンジカやイノシシなどの鳥獣による生活環境や農林水産業及び生態系に係る被害の拡大が懸念されています。

そのため、第13次鳥獣保護管理事業計画(令和4年度 ~令和8年度)に基づき、鳥獣保護区等の指定、生息数 が増加している鳥獣の適正な管理及び狩猟の取締り等を 進めています。

【県内各地域での主な取組】

・ほ場整備を契機とした地域活性化の取組(藤崎町)

藤崎町の福島徳下地区では、かつてナマズが十川、水路を遡上し、水田で産卵していましたが、幹線排水路の整備が進むにつれて、ナマズが繁殖できる環境が少なくなってきました。

このため、福島徳下地区環境公共推進協議会では、ナマズとの共存を図る取組として、水田魚道を設置するとともに、本地区でのほ場整備に併せて、ナマズの生息が可能なビオトープを整備し、ナマズが生息する水田で育てた「なまず米」の生産に向けた取組を実施することで、地域農業の活性化を目指しています。

・水源林を育む森林整備の取組(田子町)

田子町の大黒森地区には町の上水道の水源地があり、 周囲地域の水源林の森林整備を進めました。

地元自治会や農林業関係者などから構成される地区環境公共推進協議会では、地元住民の方々や林業関係者を招いた育樹活動を行い、水源林を地域で守っています。

・水産生物の良好な生息環境を創出する取組

(中泊町、五所川原市、つがる市)

日本海北部地区では、水産資源の増大を図るため魚類 の産卵や稚魚の生息場所となる藻場をはじめ、幼魚の育 成場や魚礁漁場を整備しています。

日本海北部地区環境公共推進協議会では、地元小学生 を対象に藻場の役割などを学ぶ学習会を開催していま す。

(2) 鳥獣保護区等の指定

① 鳥獣保護区

鳥獣の捕獲を禁止し、鳥獣の生息、繁殖に必要な施設を設けて鳥獣の保護と繁殖を図るために鳥獣保護区を指定していますが、令和3年度末現在、国指定の保護区が5か所60,679ha、県指定の保護区が83か所71,392haとなっています。また、保護区内で鳥獣の繁殖等に特に必要であると認められている地区を特別保護地区として指定しており、令和3年度末現在で11か所、22,207haとなっています(表2-1-37)。

[資料:表2-1-37~表2-1-41県自然保護課]

表 2 - 1 - 37 鳥獣保護区等一覧

(令和4年3月31日現在)

		総	数				目 的	J	に	t.	る「	区	分		
	分		女人	森林鳥獣		大規模生息		希少鳥獣		身近な鳥獣		集団渡来地		集団繁殖地	
	.),	箇所数	面積	箇所	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所	面積
		数	ha	数	ha	数	ha	数	ha	数	ha	数	ha	数	ha
国	指 定	5	60, 679			2	50, 301	2	5, 651			1	4, 727		
	特別保護地区	3	20,656			1	19, 366	2	1, 290						
県	指 定	83	71, 392	53	51, 083			3	941	18	6, 896	8	8, 952	1	3, 520
	特別保護地区	8	1, 551	6	1,539					1	10			1	2
計	鳥獣保護区	88	132, 071	53	51, 083	2	50, 301	5	6, 592	18	6, 896	9	13, 679	1	3, 520
۱¤	特別保護地区	11	22, 207	6	1, 539	1	19, 366	2	1, 290	1	10			1	2

② 休 猟 区

一般狩猟野において、一定の期間(3年以内)鳥 獣の捕獲を禁止することにより狩猟鳥獣の増殖を図 る方策として休猟区を指定しており、令和3年度末 現在26か所、47,480haとなっています(表2-1-38)。

表2-1-38 休猟区の指定状況

設定年度	箇所	面積(ha)
令和元年度	10	16, 655
令和2年度	7	13, 987
令和3年度	9	16, 838
計	26	47, 480

③ 特定猟具使用禁止区域(銃)

銃猟による危険防止のため、学校所在地、農林漁業が恒常的に行われる場所、行楽等で多くの人が集まる場所等の周辺を対象に特定猟具使用禁止区域(銃)を指定しており、令和3年度末現在で64か所、26,881haとなっています

④ 鉛散弾規制地域

鉛散弾による水鳥の中毒事故の防止を図る目的で、鉛散弾を使用する方法による狩猟鳥獣の捕獲を禁止する地域として、小川原湖鉛散弾規制地域を指定しています。

(3) 適正な狩猟行為の確保等

① 狩猟者登録証等交付

令和 2 年度末における狩猟免状及び令和 3 年度末における狩猟者登録証交付の状況は、表 2-1-39のとおり、それぞれ1,785人及び1,177人です。

表 2 - 1 - 39 狩猟免状交付状況等

ア. 狩猟免状交付状況

(令和2年度末有効件数)

網	わな	第1種銃猟	第2種銃猟	計
87	514	1, 169	15	1, 785

イ. 令和3年度狩猟者登録証交付状況

(単位:人)

(単位:人)

		(-	十四・八
県内・外の別 免状の種類	県内者	県外者	計
網	14	0	14
わな	229	0	229
第1種銃猟	902	12	914
第2種銃猟	20	0	20
計	1, 165	12	1, 177

② 鳥 獣 捕 獲

令和 2 年度における狩猟者登録を受けた者による鳥獣の捕獲状況は、鳥類5,793羽、獣類512頭です(表 2 -1 -40)。

表 2 - 1 - 40 狩猟者登録を受けた者による鳥獣 捕獲状況(有害鳥獣捕獲を除く)

(単位:羽)

年度別 鳥類	H28	29	30	R1	2
オスキジ	1,655	1,513	1, 362	1, 283	1, 185
オスヤマドリ	950	921	652	809	533
カモ類	4,878	4, 229	4, 088	4, 599	3, 643
キジバト	95	81	49	48	67
シギ類	0	3	1	0	2
ヒヨドリ	215	189	139	253	198
スズメ類	158	98	62	54	42
ムクドリ	12	2	6	6	2
カラス類	1, 102	447	500	246	119
その他	5	17	10	1	2
合計	9,070	7, 500	6, 869	7, 299	5, 793

(単位:頭)

年度別 獣類	H28	29	30	R1	2
クマ	12	9	8	18	7
キツネ	46	50	37	30	32
タヌキ	74	60	57	69	52
アナグマ	3	0	5	6	0
テン	22	21	21	25	12
ニホンジカ	7	25	20	37	52
イノシシ	0	0	0	3	11
ノウサギ	912	732	781	494	332
その他	9	7	7	16	14
合計	1,085	904	936	698	512

③ キジの放鳥

主要な狩猟鳥であるキジの積極的な増殖を図ることを目的として、鳥獣保護区及び休猟区にキジの放鳥を続けていますが、令和3年度はキジ200羽を放鳥しました。

④ 狩猟事故防止対策

令和3年度は、狩猟事故の防止のために実技研修 会の開催及び違反行為の取締りを実施したほか、狩 猟免許試験等を実施しました。

なお、このほか鳥獣保護区の巡視等を行うため鳥 獣保護管理員56名を配置しました。

(4) 下北半島ニホンザルの保護管理対策

下北半島のニホンザルは、世界最北限に生息するサルとして国の天然記念物に指定されていますが、近年、生息数の増加や生息域の拡大が進み、人的被害及び農作物被害を引き起こし、地域住民との軋轢が生じています。

このため、県は、人とサルの棲み分けと共生を目的として平成15年度に、下北半島ニホンザルの特定鳥獣保護管理計画、平成19年度には第2次特定鳥獣保護管理計画、平成23年度には第3次特定鳥獣保護管理計画(平成27年5月から第1次第二種特定鳥獣管理計画へ移行)、平成28年度には第2次第二種特定鳥獣管理計画、令和3年度には第3次第二種特定鳥獣管理計画を策定し、市町村が実施する捕獲作業に向けたモニタリング調査や合意形成を図るための地元関係者等で構成される協議会などを開催しています。

(5) ツキノワグマの保護管理対策

ツキノワグマは本州で最大の野生哺乳類ですが、全 国的に減少傾向にある上、下北半島に生息するものに ついては絶滅も心配されています。

一方で、平成28年度は県内での出没件数が過去最多 となり、人的被害及び農作物被害が増加しました。

このため、ツキノワグマの生息数調査を実施すると

ともに被害防止に向けて、クマ被害にあわないためのマニュアル、被害防止のためのリーフレット及びクマ 出没状況を県のホームページに掲載するなど情報提供 を行っています。

(6) カモシカの保護

カモシカは日本特有の動物で、北海道、中国を除く 全国各地方の山岳地帯に生息していますが、本県では 比較的低山地帯にも生息しています。

カモシカは、かつて日本の狩猟獣として代表的なものであったため、一時は絶滅寸前の状態となりました。これを保護するため昭和9年5月に天然記念物に、さらに昭和30年2月に特別天然記念物に指定されています。

本県では、下北半島及び北奥羽山系の2つの保護地域が設定されており、生息状況等の調査を毎年実施しています。

(7) ニホンジカの管理対策

ニホンジカは全国で生息数を増加させており、各地 で甚大な被害を引き起こしています。

本県では従来、ニホンジカは生息していないとされてきましたが、近年目撃が増加していることから、平成29年度に青森県第二種特定鳥獣管理計画(第1次ニホンジカ)、令和3年度には第2次計画を策定し、捕獲等事業、各種モニタリング調査、狩猟者育成研修などを行っています。

(8) 鳥インフルエンザ対策

野鳥からの高病原性鳥インフルエンザ発生に備え、 対応マニュアルに基づき、野鳥の調査を行っています。 主な調査内容として、死亡野鳥調査、糞便採取調査、 鳥類生息状況調査を実施しています。令和3年度は6 件死亡野鳥の個体検査を行い、結果は陰性でした。

(9) 有害鳥獣の捕獲

農林水産業に被害を与える鳥獣の捕獲については、 農産物等の被害の状況などを見て、捕獲の数、方法、 期間等が適切となるように配慮しつつ許可を与えるな どの指導をしています。

令和 2 年度の有害鳥獣捕獲による鳥獣捕獲数は、鳥類5,889羽、獣類796頭です(表 2-1-41)。

表 2 - 1 - 41 令和 2 年度有害鳥獣捕獲状況

鳥類	Į	獣类	頁
種類	捕獲数 (羽)	種類	捕獲数(頭)
アオサギ	65	ツキノワグマ	163
カラス類	2,335	ニホンノウサギ	50
カルガモ	805	イノシシ	2
カワウ	94	ニホンザル	457
キジバト	147	アナグマ	82
キンクロハジロ	11	キツネ	2
クロガモ	10	タヌキ	19
ゴイサギ	5	ハクビシン	95
スズガモ	9	アライグマ	121
スズメ	6	ニホンジカ	13
ダイサギ	45	ノネコ	7
ドバト	2		
トビ	17		
ハシブトガラス	2,001		
ハシボソガラス	291		
ヒヨドリ	25		
マガモ	6		
ムクドリ	15		
計	5,889	計	796

(10) 鳥獣関係施設

県内における野生鳥獣の関係施設としては、鳥獣保護センターがあります(資料編35)。

(11) 鳥獣関係天然記念物

県内における野生鳥獣について、特別天然記念物・ 天然記念物としてその種と生息地を指定しているもの は、国の指定が12、県の指定が4あります(資料編表 36)。

(12) 鳥獣関係調査

毎年1月に全国一斉に実施されるガンカモ科鳥類の 生息調査にあわせて、その個体数について調査を行っ ています。

(13) 仏沼のラムサール条約登録

ラムサール条約とは、1971年にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」で、1975年12月21日に発効したものです。この条約は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的とし、我が国では、1980年6月17日に北海道の釧路湿原が最初に登録され、現在では、三沢市の仏沼を含めて52か所が登録されています。

仏沼は、オオセッカをはじめ絶滅危惧種の野生鳥類が多数生息していることから、平成17年9月1日に国指定鳥獣保護区に指定され、更にオオセッカの生息に重要な地域が特別保護地区に指定されています。このように生息地の保全が図られるとともに、平成17年11

月8日にウガンダのカンパラで開催されたラムサール 条約第9回締約国会議において、ラムサール条約の登 録湿地に指定されています。

2 希少野生生物の保護

(1) 「青森県の希少な野生生物-青森県レッドデータブック」選定種の見直し

本県の豊かな自然環境の状況を示す指標である希少野生生物の現状を把握するとともに、種の希少性や保護の重要性についての普及啓発を図るために、平成12年3月に発行した「青森県の希少な野生生物ー青森県レッドデータブックー」に掲載された選定種について、新規選定種の追加やランクの見直しを行い、その結果を「青森県の希少な野生生物ー青森県レッドデータブック(2020年版)ー」として取りまとめ令和2年3月に発行しました。

(2) 外来生物対策

近年、国内各地において外来生物の侵入・定着が顕著になっていることから、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(通称:外来生物法)」が平成17年6月1日から施行されています。

こうした状況から、県は、本県における外来生物の 侵入・定着状況を、平成16年度及び平成17年度の2年 間で調査し、平成18年3月に公表しました。

第6節 世界自然遺産白神山地の保全と活用

1 白神山地の概要

白神山地は、青森県と秋田県にまたがる約130,000ha に及ぶ広大な地域を指しており、我が国有数の規模を持 つブナの天然林を主とする地域です。

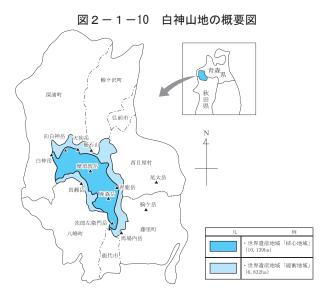
また、この白神山地の青森県側の北西部には「津軽国 定公園」が位置し、東部には「津軽白神県立自然公園」 が、秋田県側の東部には「田代岳県立自然公園」が、南 部には「秋田白神県立自然公園」が、そして西部には 「八森岩館県立自然公園」が位置しています。

白神山地には、大川、赤石川、追良瀬川、笹内川、そ して秋田県の粕毛川の源流部が集中し、人間の行為によ る影響をほとんど受けない、原生的なブナ天然林が広範 囲にわたって分布しています。

白神山地のすぐれた自然環境は、学術的にも貴重であることから、そこに生息・自生している動植物の保護、保全についての社会的関心が高まり、平成4年7月10日に14,043ha(青森県側9,707ha、秋田県側4,336ha)が、国の自然環境保全地域に指定されました。

また、平成4年10月1日には、政府が白神山地の広大なブナ天然林とその生態系の価値を極めて重要であると評価し、我が国初の世界遺産登録候補地として、屋久島等と共にユネスコの世界遺産委員会に推薦しました。

推薦地域面積は、当初10,139haでしたが、世界遺産委員会事務局の提言により、我が国政府が、平成5年10月1日に16,971ha(青森県側12,627ha、秋田県側4,344ha)に推薦地域面積を拡大し、同年12月南米コロンビアで開催された第17回世界遺産委員会において、白神山地は、推薦地域面積の全部が世界遺産リストへ登録されました(図2-1-10 資料:県自然保護課)。



2 白神山地の動植物

ブナは、かつて東北地方の山地ばかりでなく低地を一面に覆っていましたが、今日では、白神山地が原生度の高いブナ林で覆われた東アジアで最大の地域となりました。

白神山地のブナ林内には多種多様な植物群落が共存 し、ブナ林を背景とした豊富な動植物が生息し、自然の 生態系をありのままの姿で見ることができます。

白神山地の植物種については、95科298属542種が確認 されており、この中には、アオモリマンテマ、ツガルミ セバヤ、オガタチイチゴツナギ及びミツモリミミナグサ をはじめ多数の貴重な植物が確認されています。

哺乳類の主なものとして、ツキノワグマ、カモシカ、オコジョ、ニホンザル、ヒミズなどの生息が確認されていますが、小型哺乳類についてはさらに詳細な調査が必要です。また、鳥類84種、は虫類7種、両生類13種、昆虫類2,300種余りが知られています。これらのうち、特別天然記念物にカモシカ、天然記念物にヤマネ、クマゲラ、イヌワシが指定されています。中でも、キツツキ科のクマゲラは、本州での確認例も少なく、ブナ林と並んで白神山地の象徴的な存在となっています。

また、平成4年7月に新種のゴミムシが後の世界遺産 地域の中から見つかりました。このことは、遺伝子プー ルとしての白神山地の価値の高さを示す一例といえ、今 後とも昆虫を中心に、未だ確認されていない種が白神山 地から発見されることが期待されています。

3 世界遺産(自然遺産)としての白神山地の意義

世界遺産(自然遺産)としての白神山地は、世界遺産条約に則って厳正に保護していくことが求められています。

世界遺産条約の本質は、「人類の祖先が現代まで残してくれた美しい自然や文化遺産を将来の人々にも同じように残していく」ことにあります。このため、白神山地の場合も、そのすぐれた自然を将来にわたって保護していくための基盤を整備して、将来の人類に対する現在の人類の貴重な責任を果たすことが求められています(資料編表34)。

本県にとって、白神山地が世界遺産に登録されたことは、次のような意義があったものと考えます。

第一には、本県が豊かな自然を有しているということ が、国内外に広く認識されたことです。本県は、十和田 湖や八甲田山及び岩木山、下北半島等のすぐれた自然を有していますが、国際的な水準による科学的な評価を受けて次世代に引き継ぐべき特別な価値があると判断された白神山地の存在によって、本県の自然全体に対する評価が一層高まりに、県民にとってもその価値を再発見する好機会になったものと考えます。

第二には、世界遺産を有することに伴う、自然保護意識の高揚があります。

世界遺産の存在は、県民に誇りを与えるものですが、 一方においては、我々に保護に対する責任を課すことに もなります。世界遺産登録に伴い、白神山地に対する県 民の関心が高まっていますが、これによって自然を保護 していくことの重要さが再認識され、自然保護意識の高 まりと具体的な行動の展開が期待されます。

第三には、国による保護・保全事業の実施により、将 来に向けた保護体制の整備や白神山地に係る科学研究の 促進が期待されます。

世界遺産条約においては、締約国は、世界遺産登録がなされた遺産については、国が科学的、技術的、管理上、財務上の処置に努めることとされ、また、保護すると同時にその地域内の生活に役割を与え、整備活用に際して必要な研修センターを設置するなどして、人々が遺産を正しく理解するよう努めなければならないとされています。

これら一連の国による措置や保全事業の実施は、白神 山地を適切に保全し利用していくための基盤の形成に とって不可欠であり、その促進が期待されています。

また、県としても、平成13年10月には秋田県とともに「世界遺産白神山地憲章」を制定したほか、平成17年10月には「第2回世界自然遺産会議」を弘前市などにおいて開催するなど、多様な生命の環が広がる森林の大切さと森林文化の啓発に努めています。

4 保全対策

県は、白神山地の自然環境の保全及び利用の基本的方針と、これを実現するための基本的な方策を明らかにする「白神山地保全・利用基本計画」を平成6年3月に作成し、その後、白神山地の保護管理体制等の充実や白神山地への来訪者の増加等、白神山地を取り巻く状況が変化したこと等から、遺産地域及びその周辺での適切な利用と保全のあり方についての検討を行い、平成19年1月に「白神山地保全・利用基本構想」を策定しました。

また、平成25年10月にはこれまでの「白神山地世界遺産地域管理計画」(平成7年11月に国(環境省・文化庁・林野庁)が策定)を、国及び秋田県とともに改定し、関係市町村、NPO等と連携しながら、現状の自然環境及び生態系を将来にわたって保全するため、科学的知見やモニタリング結果等をふまえた、順応的な管理をすすめることとしています。

県でも当該計画に基づいて、次のような取組を行って います。

(1) 白神山地巡視活動の実施

白神山地世界遺産地域巡視員を6名配置し、入山者 に対するマナー向上や自然保護意識の普及啓発を図っ ています。

(2) 自然観察歩道等維持管理事業の実施

白神山地遺産地域周辺の自然観察歩道の安全性及び 利便性を確保するため、緊急度に応じて順次補修等を 行っています。

(3) エコツーリズム推進事業の実施

世界遺産白神山地の保全と持続可能な利用を図るため、遺産地域周辺における自然を生かしたエコツーリズム推進のため取組を行っています。

その他、平成25年10月にはこれまでの「白神山地遺産地域管理計画」(平成7年11月に国(環境省・文化庁・林野庁)が策定)を、国及び秋田県とともに改定し、関係市町村、NPO等と連携しながら、現状の自然環境及び生態系を将来にわたって保全するため、科学的知見やモニタリング結果等をふまえた、順応的な管理をすすめることとしています。

第7節 温泉の保全

1 温泉の現況

本県の温泉は、源泉総数においては、令和2年度末で 1,089源泉、総ゆう出量は147,4940/分となっています。

なお、令和2年度末における源泉総数は全国第6位、 温泉利用公衆浴場数は全国第7位、総ゆう出量は全国第 4位となっており、本県は全国でも屈指の温泉県となっ ています。

また、総ゆう出量に占める動力泉の比率は、令和2年 度末で91.3%となっており、自噴泉の比率は小さい状況 です。

利用面においては、これまでの保健休養、観光的利用に加え、最近では、公衆浴場、介護老人保健施設等と多

様化してきており、年々その需要が増加しつつあります。 また、環境省は硫化水素による事故の防止や利用者の 安全確保を図るために、平成29年9月に「公共の浴用に 供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準」 を改正しました。

2 温泉法に基づく許可状況

令和 3 年度の温泉法に基づく許可件数 (温泉掘削・増掘・動力装置・利用) は、34件となっています (表 2-1-42)。

表2-1-42 温泉掘削・増掘・動力装置・利用許可件数

	年	度		H22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3
掘			削	14	7	9	11	5	13	11	6	9	4	8	6
増			堀	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
動	力	装	置	13	21	12	13	7	8	11	5	4	9	5	4
利			用	60	143	67	100	61	60	50	21	28	48	45	24
	į	H		87	173	88	124	73	81	72	33	41	61	58	34

資料:県自然保護課